

第 3 次 稲 沢 市 環 境 基 本 計 画

令和元（2019）年度～令和 10（2028）年度



いなざわ

ステージアップ!
地球にやさしいまち
いなざわ

稲沢市



はじめに

本市は、木曾川の左岸に位置し樹木を育てる肥沃な土地、温和な気候など豊かな自然の恵みを楽しみながら、日本有数の植木・苗木の生産地として発展してきました。

しかし、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、身近なごみ問題から、生活排水による河川の汚濁、また、集中豪雨や温暖化など地球規



模での環境問題が懸念され、私たちの取り巻く生活環境は移り変わりを見せています。さらに近年、海洋プラスチックごみは、世界中で大きな問題になっています。私たち人間はごみを排出し、知らず知らずのうちに自然環境を傷めています。「循環型社会」を実現するために一人ひとりができることから始めていかねばなりません。

2003（平成 15）年 12 月に稲沢市環境基本計画を策定、2005（平成 17）年 4 月に 1 市 2 町の合併により 2009（平成 21）年に第 2 次環境基本計画を策定、その後、全世界が地球温暖化対策に今まで以上に取り組む必要が出てきました。そのため、第 2 次環境基本計画の基本方針や環境目標などは継承しつつ、新たな環境基本計画として第 3 次環境基本計画を策定しました。

本計画では、2018（平成 30）年に策定された稲沢市ステージアッププラン（第 6 次稲沢市総合計画）に沿って、望ましい環境像を『ステージアップ！ 地球にやさしいまち いなざわ』とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築して、人と自然が共生することのできる環境都市を実現するための具体的な取組を記載しています。今後は、市民、事業者、市の協働体制により本計画を着実に推進し快適で住みよいまちを目指してまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を頂きました市民の皆様、環境審議会委員、いなざわ環境市民会議委員の皆様方に対しまして心より感謝申し上げます。

2019（平成 31）年 3 月

稲沢市長 加藤 錠 司 郎

目次

◇第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定について	2
2	計画の概要	5
◇第2章	環境の現状と課題	7
1	環境の現状	8
2	環境の課題	20
◇第3章	目指すべき環境像	25
1	望ましい環境像	26
2	環境目標	27
3	各主体に期待される役割	30
4	環境目標の達成に向けた取組	32
◇第4章	環境目標達成のための取組	33
1	未来につながる「地球温暖化の防止」	34
2	環境にやさしい循環型社会の構築	43
3	人と自然がふれあえる快適な環境の創出	47
4	安心して暮らせる地域社会の確立	51
5	環境意識を向上させる活動の推進	56

◇	第5章	計画の推進方法	61
	1	計画の推進体制	62
	2	計画の進行管理	63
●	資料編		65
	1	策定体制	66
	2	稲沢市環境基本条例	67
	3	稲沢市環境審議会規則	72
	4	稲沢市環境審議会委員名簿	73
	5	計画策定の経緯	74
	6	環境基準	75
	7	用語解説	79

文中「※」が付いた用語を五十音順に記載しています。

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定について
- 2 計画の概要

1 計画策定について

1 策定の背景

今日の環境問題は、従来の高度成長期の産業型公害と異なり、自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などが挙げられ、また、フロンガスなどによるオゾン層の破壊、電気やガスなどの大量のエネルギー消費による地球温暖化、大規模な開発に伴う生物多様性の減少等全人類が抱える地球規模での重要な問題となっています。

このような環境問題に適切に対処するためには、従来の規制的手法では不十分であり、すべての人々が現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の転換を含めた、あらゆる角度から環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

平成4（1992）年の「地球サミット^{*}」において、持続可能な開発の基本理念が新たな共通認識となり、これを受けて、平成7（1995）年から気候変動枠組条約締約国会議^{*}が開かれました。また、平成9（1997）年12月には、京都市で気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開かれ、温室効果ガス^{*}の削減目標などを設定した京都議定書^{*}が採択され、平成17（2005）年2月に議定書が発効されました。

平成20（2008）年6月にG8首脳会議（洞爺湖サミット）が開催され、令和32（2050）年に世界の温室効果ガスを半減させるとする数値目標を共有することで合意がなされました。2015（平成27）年の第21回締約国会議（COP21）で、パリ協定^{*}が採択され、地球の気温上昇を産業革命前に比べ「2℃よりも十分低く」抑える長期目標がたてられました。

これらの国際的な流れを受け、国では、平成5（1993）年に環境基本法が制定され、平成9（1997）年には環境基本計画（平成30（2018）年4月に第5次環境基本計画）が策定されました。平成12（2000）年を循環型社会元年と位置づけ、循環型社会の形成に向けた「循環型社会形成推進基本法^{*}」が成立し、平成30（2018）年6月には第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。さらに、同年12月1日から気候変動適応法が施行され、施行前の11月27日に気候変動適応計画が閣議決定されました。

愛知県においても、平成7（1995）年に愛知県環境基本条例が施行され、平成9（1997）年には、愛知県環境基本計画（平成26（2014）年5月に第4次愛知県環境基本計画）が策定されました。この基本計画の個別計画として平成17（2005）

年にあいち地球温暖化防止戦略（平成 30（2018）年2月にあいち地球温暖化防止戦略 2030）を策定しました。平成 17（2005）年には「自然の叡智」をテーマにした愛知万博が開催され、ここでは、会場整備から様々な行事等に至るまで、環境の視点を取り入れた先進的な取組が展開されました。また、平成 22（2010）年 10 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）*が名古屋市で開催され、生物多様性の新たな世界目標となる「愛知目標」が採択されました。

こうした動きに対応して、稲沢市では平成 10（1998）年に稲沢市市内環境保全行動計画を策定し、平成 13（2001）年には、ごみ減量実施計画の策定や市庁舎を対象とする環境の国際規格である ISO 14001 の認証取得、平成 22（2010）年 9 月には自己宣言による独自の「稲沢市環境マネジメントシステム」など、環境問題の継続的改善を図るための施策を実施してきました。平成 17（2005）年には稲沢市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>（平成 30（2018）年4月に第6版）を策定し、地域的な環境のみならず地球的な環境情勢をとらえ、目標の達成に向けて取り組んでいます。また、平成 20（2008）年度には、稲沢市快適で住みよいまちづくり条例を策定し、空き缶等及び吸い殻等の放置禁止、路上喫煙の禁止、犬・猫等の適正管理などを実施することで、快適な住環境を保全しています。

2 策定の趣旨

稲沢市では、環境に対する施策を長期的視点に立って総合的かつ計画的に展開していくため、環境の保全に向けた基本的な理念を定めた「稲沢市環境基本計画」を平成15（2003）年12月に策定しました。この計画では、望ましい環境像を「水と緑を育み 人と自然が共生する エコシティ いなざわ」として、環境の保全に努めました。

平成17（2005）年4月1日には、稲沢市、祖父江町、平和町が合併したことにより、平成21（2009）年4月に第2次稲沢市環境基本計画に改定しました。望ましい環境像を「人と自然が共生し 地球にやさしいまち いなざわ」として、施策の充実強化を図り、環境の保全に成果を挙げてきました。

また、平成30（2018）年度は稲沢市制60周年の節目であり、第6次稲沢市総合計画である「稲沢市ステージアッププラン」がスタートするなど、本市の環境を取り巻く状況は大きく変貌しました。

こうした様々な状況変化に適切に対応し、環境保全に向けた施策のさらなる展開を図るため、望ましい環境像を「ステージアップ! 地球にやさしいまち いなざわ」として、第3次稲沢市環境基本計画を策定します。

稲沢市環境基本計画の性格

- 長期展望に立ち稲沢市の望ましい環境像と、それを実現するための環境目標を定めます。
- 環境目標を達成するための基本的な施策の展開方向を示します。
- 各種の事業計画などと環境面での整合を図ります。
- 市民、事業者、市の役割を示し、各主体の協働※のもとで計画を進めます。

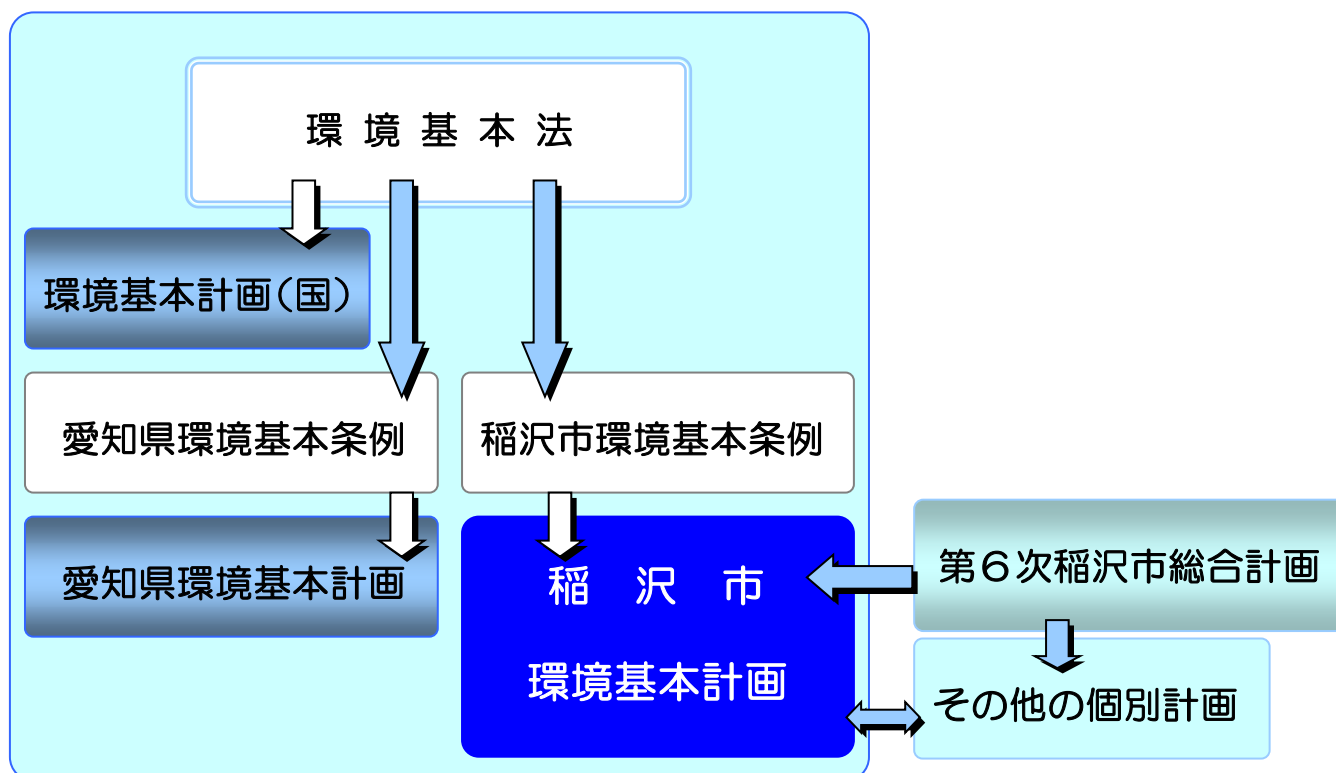
2 計画の概要

1 他の計画との関係

稲沢市環境基本計画は、稲沢市環境基本条例に基づき、長期的視野に立って総合的かつ計画的に環境に関する施策を展開するための基本的な指針を示す計画として策定されるものです。

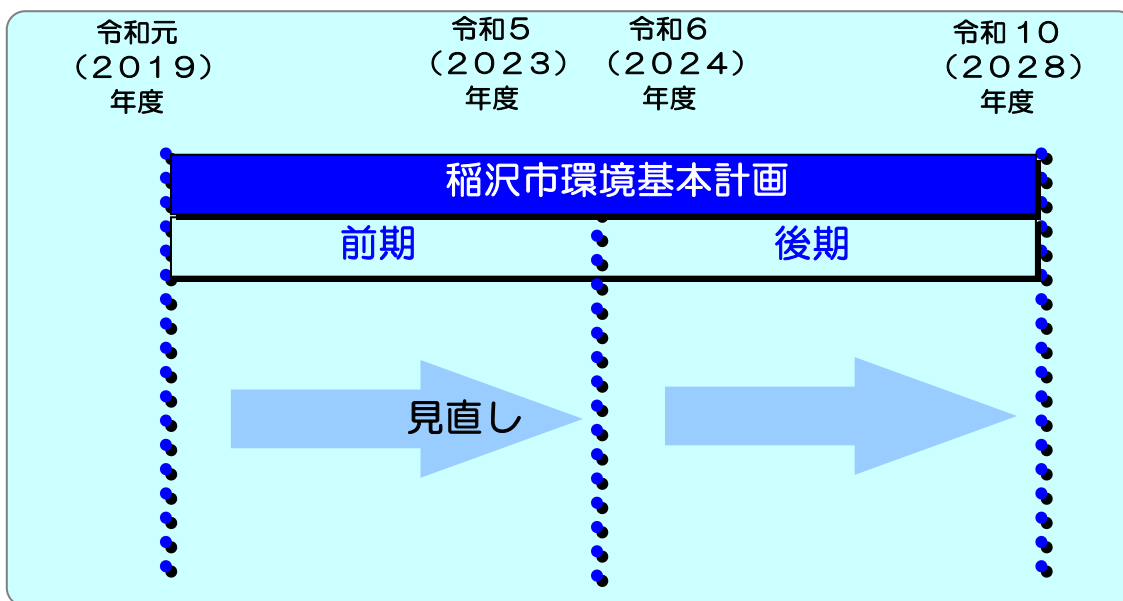
また、稲沢市環境基本計画は、環境基本計画（国）、愛知県環境基本計画、第6次稲沢市総合計画などの主要な計画や、その他関連計画と整合を図りながら、市民、事業者、市の協働のもと、良好な環境を次世代へ引き継いでいく取組を展開する役割を担っています。

稲沢市環境基本計画の位置付け



2 計画の期間

稲沢市環境基本計画の計画期間は、第6次稲沢市総合計画との整合性を考慮し、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間とします。本計画は前期と後期各5か年とし、中間年度においては進捗状況に応じて見直しを行います。



第2章

環境の現状と課題

- 1 環境の現状
- 2 環境の課題

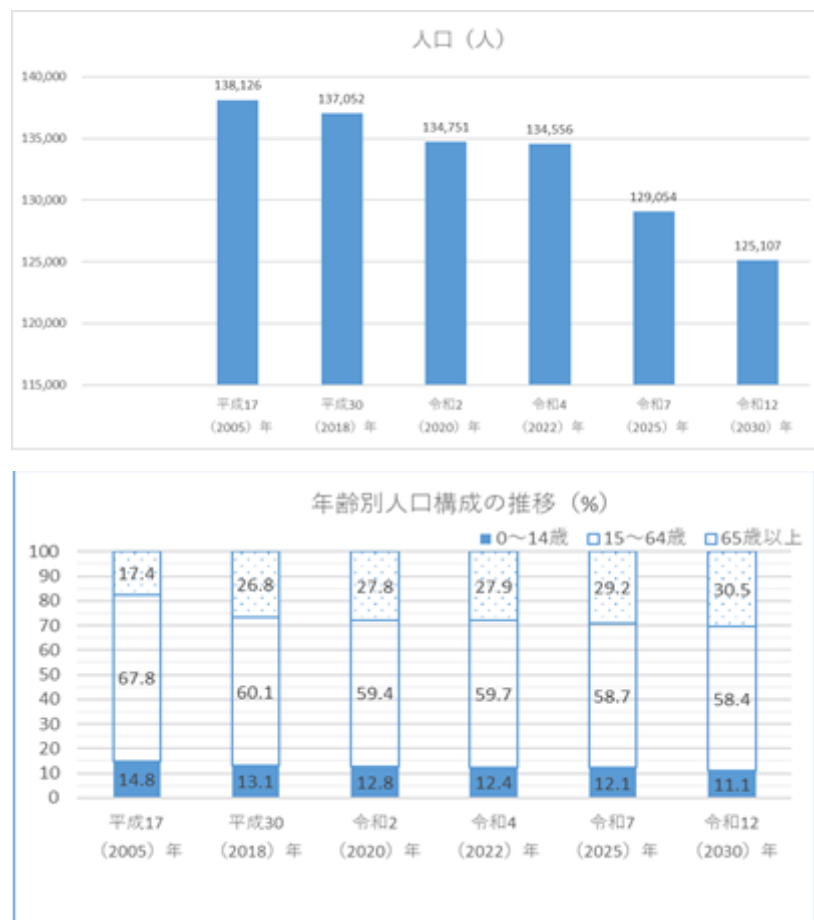
1 環境の現状

1 社会環境の現状

(1) 人口

本市の令和 4（2022）年 10 月 1 日現在の総人口は 134,556 人、総世帯数は 56,081 世帯となっています。1 世帯当たり的人员は、2.4 人です。年齢別人口構成の推移は下表のとおりで、令和 4（2022）年 10 月 1 日現在、年少人口（15 歳未満）は 16,741 人（総人口の 12.4%）、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は 80,341 人（同 59.7%）、老年人口（65 歳以上）は 37,474 人（同 27.9%）となっています。

今後、国内人口と同様に本市の人口も減少すると予想され、令和 12（2030）年には約 125,000 人へ減少すると想定されます。



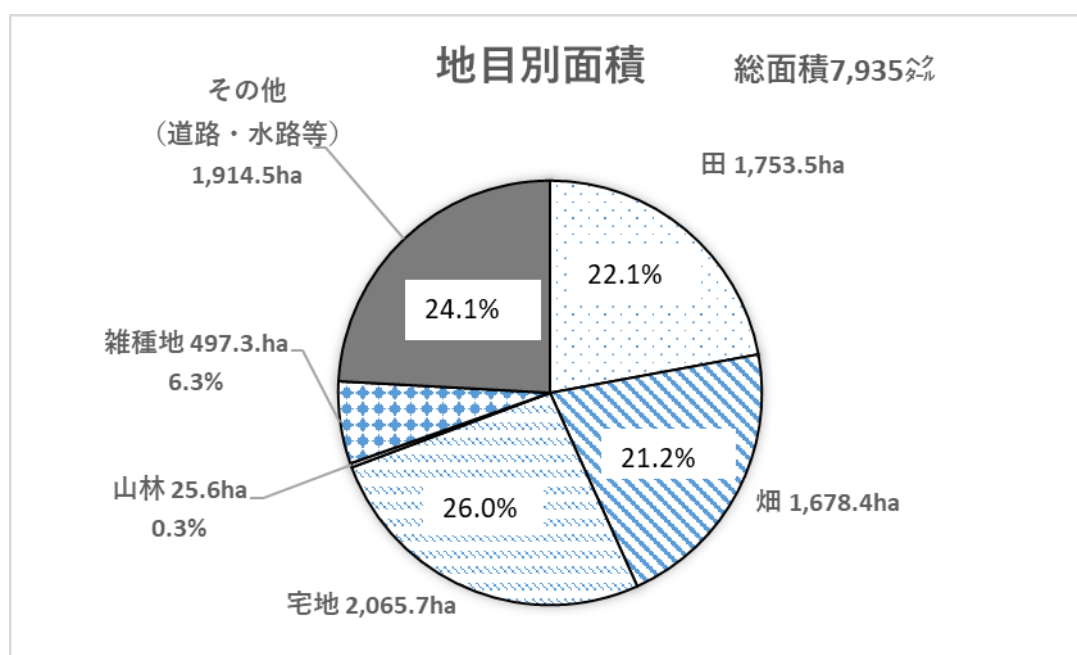
資料) 総務課 (総人口: 各年 10 月 1 日現在)

総人口の令和 4 (2022) 年以降は推計値 (国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 土地利用

令和 4（2022）における土地利用の内訳（地目別面積の構成）をみると、宅地が市域面積の 26.0%、田が 22.1%、畑が 21.2%と、農地が全体の 43.3%を占めています。

これまでは人口の増加や産業活動に伴い、都市的土地利用が進展してきましたが、将来的には人口減少に伴う土地利用の変化も想定されます。



資料) ポケット情報いなざわ (令和 4 年度版)

(3) 交通

本市の交通体系は、道路及び鉄道により構成されています。

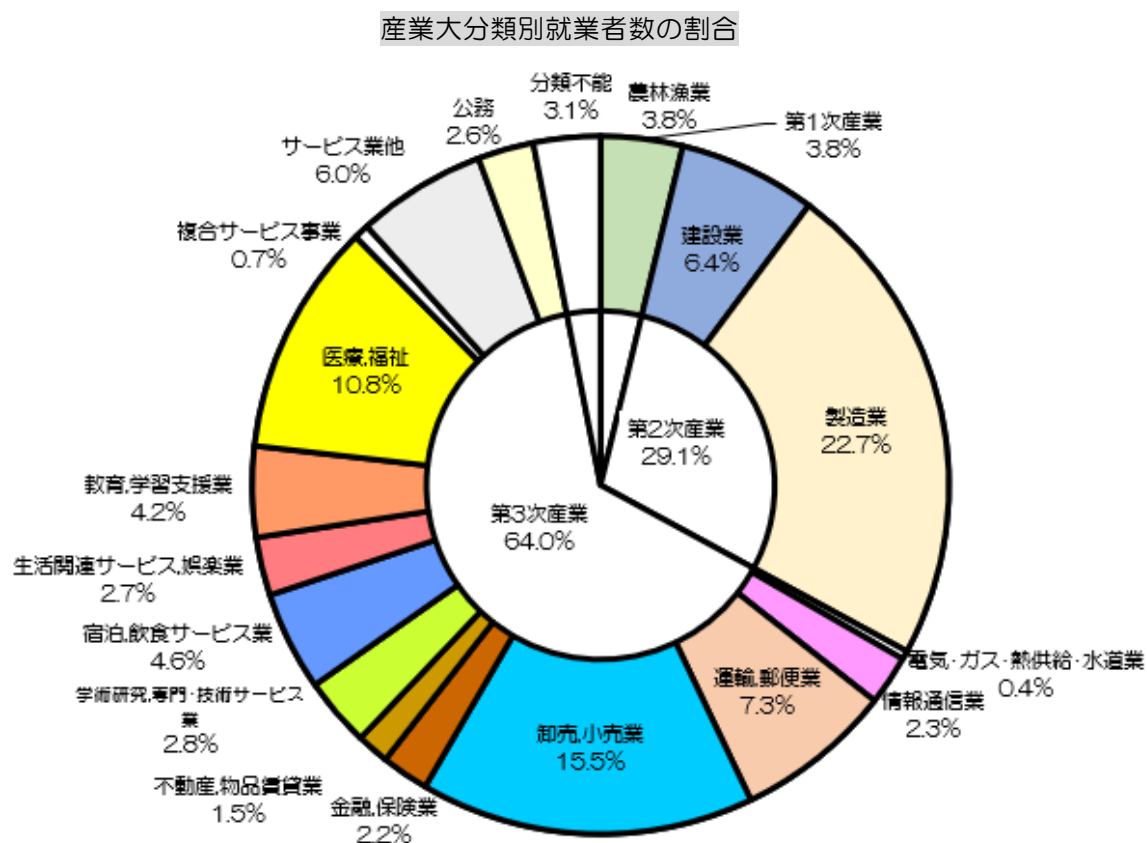
現況では道路交通体系として、南北軸に国道 155 号、西尾張中央道、名古屋岐阜線が、東西軸に南大通線、馬飼稲沢線がそれぞれ供用されています。

また、鉄道交通体系として、市域東部を南北に縦断する形で JR 東海道本線、名鉄名古屋本線が、市域西部には名鉄尾西線が通っています。

一方、本市の保有自動車数をみると、令和 4（2022）年現在では 102,876 台となっています。1 世帯当たりの自動車保有台数は 1.8 台であり、過去 3 年間ではほぼ横ばいとなっています。

(4) 産業・観光

令和4(2022)年における産業大分類別の就業者数の割合をみると、第1次産業人口(農林漁業)は3.8%、第2次産業人口(建設業、製造業)は29.1%、第3次産業人口(電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務他)は64.0%となり、第3次産業が最も多くなっています。



一方、尾張大國霊神社(国府宮)や各種文化財等の歴史的資源、矢合観音など観光資源^{*}、木曾川河川敷のサリオパーク祖父江、いちょう並木、平和桜ネックレス、大塚性海寺歴史公園などの地域資源^{*}があります。本市には、国府宮はだか祭を始めとした多くの祭りがあり、地域の祭りなどを通してまちづくりに努めています。

(5) 公共施設

市内には、本庁舎や支所・市民センター、保育園、老人福祉センター、環境センター、小中学校、公民館、図書館、市民会館、病院等を始めとした公共施設があります。

地球温暖化対策実行計画に基づき、施設設備の改善を行ったり、電気やガスの使用量を抑制するなど省エネルギーの推進に努めています。

2 生活環境の現状

(1) 大気環境

市内の大気汚染の状況を把握するため、稲沢市役所内に愛知県の自動車排気ガス測定局が設置され、常時観測が行われています。

以下に示す大気汚染に係る4項目について、環境基準が定められています。

二酸化窒素※

二酸化窒素濃度の年平均値は、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて 0.014～0.017ppm※の間を推移しています。令和 4（2022）年度の愛知県内の自動車排気ガス測定局における二酸化窒素濃度の平均値との比較では、稲沢市は同程度の値を示しています。

環境基準の達成状況をみると、過去5年間の二酸化窒素濃度は、減少傾向にあり、各年とも環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質※

浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて 0.012～0.016mg/m³の間を推移しています。令和 4（2022）年度の愛知県内の自動車排気ガス測定局における浮遊粒子状物質濃度の平均値との比較では、稲沢市は同程度の値を示しています。

環境基準の達成状況をみると、過去5年間の浮遊粒子状物質濃度は、減少傾向にあり、各年とも環境基準を達成しています。

光化学オキシダント※

光化学オキシダント濃度の昼間年平均値は、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて 0.028～0.030ppmの間を推移しています。令和 4（2022）年度の愛知県内の自動車排気における光化学オキシダント濃度の平均値との比較では、稲沢市でも同程度の値を示しています。

環境基準の達成状況をみると、過去5年間の光化学オキシダント濃度は、各年とも環境基準を達成していない状況にあります。なお、令和 4（2022）年度では愛知県内すべての測定局で環境基準は未達成となっています。

微小粒子状物質（PM2.5）※

平成 25（2013）年度 12 月より稲沢市の測定局においても測定が開始されました。

平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて、微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値は、基準値の $15 \mu\text{g}$ （マイクログラム）/ m^3 以下の $8.2 \sim 11.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の間を推移しています。

また、1 日平均値が基準値の $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の割合は 1 パーセント未満であり、1 日平均値のその年度のデータを小さい順に並べたとき、初めから数えて全体の 98 パーセント目に位置する値を 98 パーセンタイル※値といますが、 $20.5 \sim 30.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の間を推移しています。

過去 5 年間の微小粒子状物質は、1 年平均値及び 1 日平均値ともに、各年とも環境基準を達成しています。

- $1 \mu\text{g}$ （マイクログラム）=100 万分の 1 グラム

(2) 水環境・地盤環境

河川の水質汚濁の状況

市内の公共用水域※の水質汚濁状況を把握するために、河川水質調査を実施しています。市内の河川のうち、代表的な7河川での令和2(2020)年度から3年間の調査結果(最下流の測定点)は下表のとおりです。

項目別にみると、pH(水素イオン濃度)※は大江川を除き、いずれも環境基準値内です。河川の有機汚濁の指標となるBOD(生物化学的酸素要求量)※、DO(溶存酸素量)※、SS(浮遊物質)※は、いずれの河川についても、環境基準値内です。

河川水質の推移

項目		年平均値											
		PH			BOD(mg/l)※2			DO(mg/l)			SS(mg/l)		
河川名	測定地点	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
五条川	稲巻橋	7.2	7.2	7.2	3.4	2.2	2.6	8.9	9.3	9.2	9	6	6.0
大江川	古橋	9.2	9.5	9.3	3.2	2.7	2.8	19	21	19	10	3	8
福田川	増田橋	7.1	7.1	7.1	7.0	3.8	4.9	6.1	7.2	6.8	16	9	15
三宅川	幸城立切橋	7.1	7.1	7.2	3.1	2.6	3.4	7.4	7.5	8.3	9	9	19.0
光堂川	富士見橋	7.1	7	7.1	3.0	3.3	2.9	9.7	7.7	8.2	16	21	20.0
日光川	宮浦橋	7.0	7.1	7.0	1.8	1.6	1.9	6.8	7.1	6.8	6	5	10.0
額内川	塩川橋	7.0	7.0	6.9	4.5	3.3	3.1	7.3	6.3	4.5	13	6	12
環境基準※1		6.0~8.5			8mg/l以下			2mg/l以上			100mg/l以下		

資料) 稲沢市の環境

※1 類型指定されている流出先河川の環境基準に従った。

※2 河川のBODの環境基準適合状況はBOD75%値で判断する。本調査結果は年平均値を示している。

水系は五条川のみ庄内川水系となる。これ以外は日光川水系

斜体は流出先河川の環境基準を達成していない数値

生活排水処理の状況

河川の水質汚濁に対する主要な要因の一つとして、一般家庭から流される生活排水が挙げられます。

生活排水処理の状況は下表に示すとおりです。平成3(1991)年度より農業集落排水、平成12(2000)年度より公共下水道が供用開始されました。また、浄化槽法の改正により、平成13(2001)年度から単独処理浄化槽の設置は原則として認められなくなり、合併処理浄化槽の設置戸数は年々増加しています。

生活排水処理の状況

(単位：人)

区 分	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
1. 区域内人口 (各年度未住民基本台帳人口)	135,941	134,748	133,783
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	111,999	114,550	116,863
(1) 合併処理浄化槽	43,061	43,987	45,523
(2) 下水道	60,977	62,691	63,729
(3) 農業集落排水 ※	7,448	7,364	7,152
(4) コミュニティプラント	513	508	459
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	18,225	15,438	12,449
4. 非水洗化人口	5,717	4,760	4,471

資料) 下水道課、環境保全課、資源対策課

地盤環境・地盤沈下

濃尾平野では、昭和 40 (1965) 年以降、農業用水や工業用水として地下水の揚水に伴う地盤沈下が進行していましたが、昭和 60 (1985) 年以降は、概ね沈静化の傾向を示しています。しかし、この辺り一帯は、我が国最大のゼロメートル地帯の中心で、高潮・津波・洪水・内水氾濫の潜在的危険性の高い環境にあり、また渇水時期における短期的な揚水量の増加など、わずかな条件の変化にも影響を受けやすい地質構造上の特性を持っています。

本市にある 5 箇所 (令和 4 (2022) 年度現在) の地下水位調査箇所では、地下水位は近年上昇傾向にあり、地震発生時には、液状化の被害が発生することが想定されます。

また、22 箇所 (同上現在) に設置されている地盤沈下の観測点では、過去 3 年間の沈下状況は揚水規制などの対策によりほとんどの観測点で沈下は沈静化し、過去 3 年間の観測 (累積) において沈下は 1 cm 以内となっています。

(3) 騒音・振動・悪臭

騒音

騒音の発生源は多種多様であり、広く日常生活に密着して発生しています。騒音に係る評価基準は、自動車騒音に関して環境基本法第16条第1項に基づき、道路に面する地域に係る環境基準が定められています。また、工場の事業活動・建設作業に関して、騒音規制法第4条に基づき特定工場などにおける基準や特定建設作業に関する基準が定められています。市内では、平成8(1996)年度から自動車騒音が測定されています。

令和4(2022)年度の愛知県内の調査区間1,183区間について、昼間・夜間とも環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は97.1%で、稲沢市は100.0%でした。

自動車騒音測定結果(環境基準)

調査年度	道路名	測定地点	騒音レベル(dB)		評価区間		環境基準達成率(%)		
			昼間	夜間	起点	終点	昼間	夜間	昼夜
令和2(2020)年度	県道給父清須線	附島町	68	64	福島町	中之庄町	100	84.7	84.7
令和3(2021)年度	県道春日井稲沢線	高御堂二丁目6	68	66	下津丹下田町	小沢四丁目14	100	96.4	96.4
令和4(2022)年度	県道一宮蟹江線	稲府町	66	62	小沢四丁目14	船橋町	100	100	100

資料) 環境保全課

振動

振動は、工場の事業活動や建設作業、交通機関の運行などに伴い発生しています。振動に係る評価基準は、道路交通振動に関して振動規制法第16条第1項に基づき道路交通振動の限度(要請限度)が定められており、また、工場の事業活動・建設作業に関して、振動規制法第4条に基づき特定工場などにおける基準や特定建設作業に関する基準が定められています。

悪臭*

臭いは人の主観的要素が強く、量や接触時間によってその感じ方が異なります。また、個人差や好み、慣れによる影響が大きく出ます。悪臭は、人に対する不快感などの感覚的影響が中心です。市内の悪臭苦情の内、生活排水による苦情が多くなっていますが、総苦情件数は横ばいです。

現在、市内の工場・事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による規制が行われています。

(4) 公害苦情の申立

公害苦情

市内における過去3年間の公害苦情件数の状況をみると、大気汚染に関する苦情件数は、他の公害に比べ多くなっています。近年、苦情件数は増加傾向にあります。

令和4(2022)年度の苦情全体において、野焼きに対する苦情が約39%、雑草等に対する苦情が約20%を占めました。

公害苦情件数の状況

(件)

区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総数
令和2(2020)年度	166	11	37	6	37	178	435
令和3(2021)年度	160	7	38	2	13	219	439
令和4(2022)年度	162	10	23	5	15	202	417

資料) 環境保全課

(5) 廃棄物処理の状況

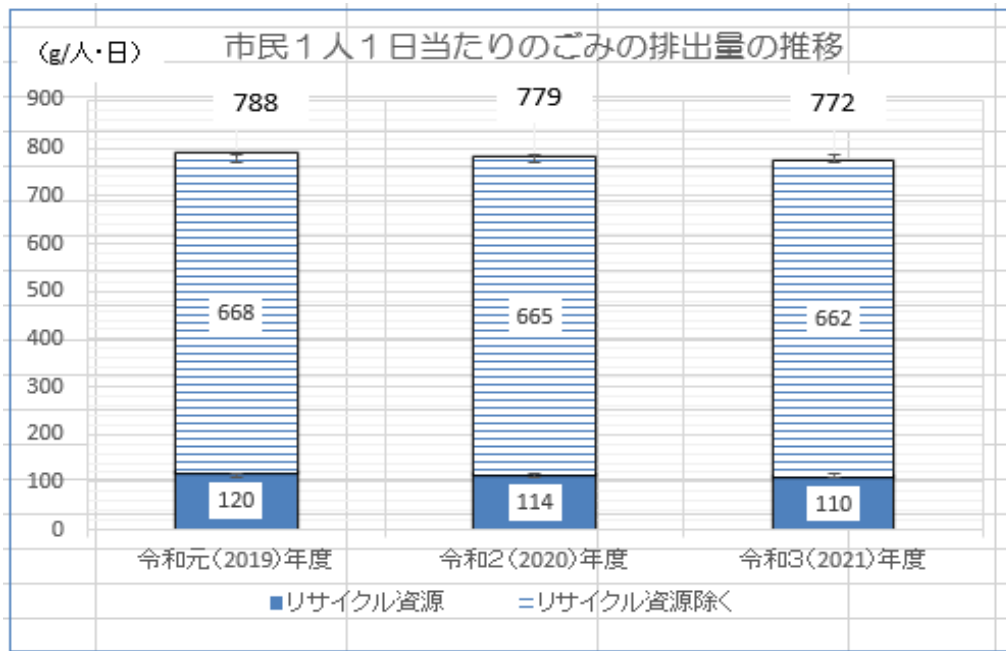
収集ごみ

家庭から出る一般廃棄物のうち、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、環境センターにおいて焼却などの中間処理をした後、焼却灰の一部はリサイクルしたり、最終処分場で埋立処分したりしています。

また、指定ごみ袋制度の導入、市役所などの公共施設での拠点回収、使用済み乾電池・小型家電・天ぷら油など回収品目を増やすことで、リサイクルの推進を図るとともに、プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき、選別・圧縮・梱包の処理を行った後に再商品化しています。新聞紙やアルミ缶などのリサイクル資源は、売却しています。一方、民間資源回収拠点の増加に伴い、市でのリサイクル資源の回収量が減少している状況にあります。

家庭でのごみの減量を促進させるため、水切り、使い切り、食べ切り等のPRや、雑がみの資源化の啓発を行うとともに、段ボールコンポスト講座やエコ料理*教室を開催して、さらなる啓発に努めています。

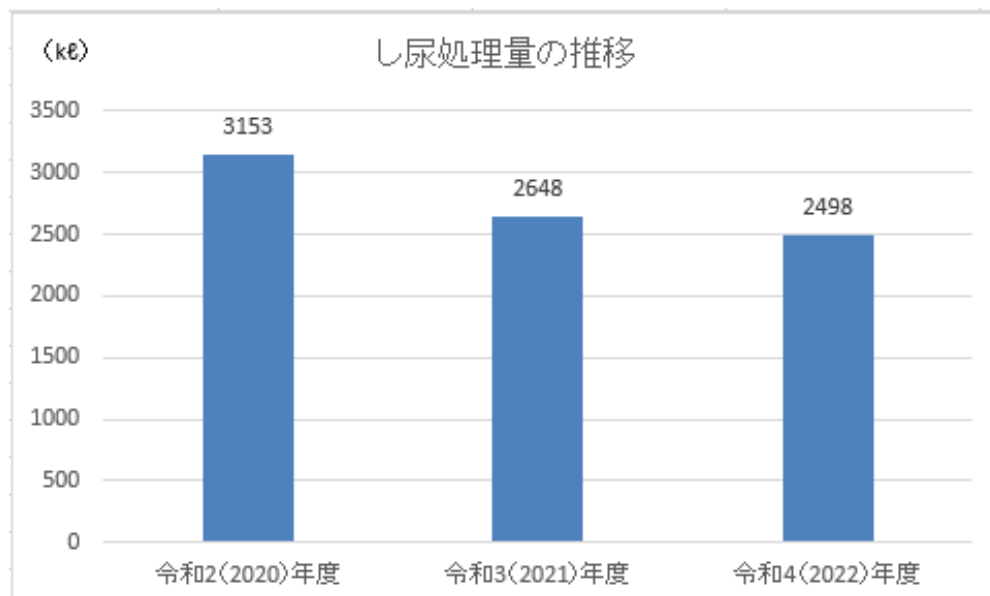
このような取組の結果、稲沢市における令和4(2022)年度の市民1人1日当たりのごみの排出量は523gとなっており、愛知県下平均の650g(令和3(2021)年度)を大きく下回っています。



資料)「愛知県廃棄物処理事業実態調査」より

し尿処理量

し尿処理状況は減少傾向にあります。また、公共下水道や合併処理浄化槽などの普及に伴い、水洗化率は毎年増加しています。



資料) 環境施設課

(6) 自然環境

気象の変化

令和 4（2022）年の年平均気温は 16.6℃となっています。本市の過去 5 年間の気象概況より、年最高気温の平均は 37.6℃、年最低気温の平均は -2.3℃であり、寒暖の差が大きくなっています。

令和 4（2022）年の年間降水量は 1,433.0 mm となっています。過去 5 年間の年間降水量は、1,423 mm から 1,713 mm で推移しています。

河川・水辺

市内には 18 の河川があり、河川水系は一級河川である木曽川水系、庄内川水系と二級河川である日光川水系に分かれています。河川の総延長は合併前と比較して大幅に増加し、52.9km におよびます。

木曽川水系の主な河川としては、市域の西部を南下する一級河川の木曽川があり、庄内川水系の主な河川としては、市域の東部を南下する一級河川の青木川、五条川が挙げられます。日光川水系の主な河川としては、市域の中西部を南下する二級河川の日光川、光堂川、領内川、三宅川、福田川が挙げられます。また、市の中心部を農業用水路の大江川が流れています。

河川などの水辺は、市民にやすらぎを与える場としての役割が期待されており、稲沢公園内の池と小川、木曽川河川敷、日光川・須ヶ谷川桜づつみは親水空間として市民の身近な憩いの場となっています。

植生・野生動物

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの 5 年間で、稲沢市動植物生息調査をした結果、絶滅危惧種や準絶滅危惧種などの野鳥や水生生物、植物が確認されました。

本市には豊かな水をたたえる木曽川とその河川敷に形成された砂丘や自然林は、特別な環境を作りあげています。また、水田、畑及び河川などには身近な生き物が見られます。また、外来種も多数見られ、危険な特定外来生物も生息している状況です。

祖父江地区にはヘイケボタルが確認されていますが、年々減少傾向にあります。

(7) 環境問題への取組

稲沢市地球温暖化対策実行計画に基づく取組

実行計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 17（2005）年 3 月に策定しました。地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ上げ、具体的行動指針を示すとともに、地球温暖化防止に市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。対象とする温室効果ガスは同法律第 2 条第 3 項で定められた以下の 7 種類のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びフロン類のハイドロフルオロカーボン（HFC-134）4 種類のガスとしています。

令和 4（2022）年 4 月に改定を行い、平成 25（2013）年度を基準年度として、令和 12（2030）年度までに温室効果ガスの排出量を平成 25（2013）年度比 46%削減することを目標としています。

削減対象となっている温室効果ガス

- ① 二酸化炭素（CO₂）
- ② メタン（CH₄）※
- ③ 一酸化二窒素（N₂O）※
- ④ ハイドロフルオロカーボン（HFC_s）※
- ⑤ パーフルオロカーボン（PFC_s）※
- ⑥ 六ふっ化硫黄（SF₆）※
- ⑦ 三ふっ化窒素（NF₃）※

稲沢市の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況令和 4（2022）年度

温室効果ガスの種類	平成 25（2013）年度 基準年度	令和 4（2022）年度	令和 12（2030）年度 平成 25（2013）年度比 46%削減
二酸化炭素	22,740t-CO2	23,596t-CO2	13,458t-CO2
メタン	130t-CO2	154t-CO2	1t-CO2
一酸化二窒素	698t-CO2	635t-CO2	385t-CO2
ハイドロフルオロカーボン	3t-CO2	2t-CO2	2t-CO2
計	23,077t-CO2	24,387t-CO2	12,461t-CO2

資料）環境保全課

環境マネジメントシステム（EMS）※に基づく取組

市では、平成 13（2001）年に環境マネジメントシステム（Environmental Management System）の国際規格である ISO 14001（International Organization For Standardization）を認証取得し、その後平成 22（2010）年に自己宣言による「稲沢市環境マネジメントシステム」に移行しました。稲沢市環境方針に基づき、環境に負荷を与える事務事業について、法規制等の要求事項に沿って環境保全活動を継続的に取り組んでいます。

2 環境の課題

1 社会環境の課題

人口

- 高齢化が進むことで、在宅時間の長さなどから、家庭のエネルギー消費量が増加することが想定されるため、これに配慮した生活を提案する必要があります。
- 少子化により、人口の増加策が必要です。

住環境

- 煙草などのごみのポイ捨て防止やペットのフン処理、空き地の適正な管理など、快適な住環境の向上を図る必要があります。
- 住宅地の緑化推進など環境に配慮した住環境整備を図る必要があります。
- 田園や並木、歴史的資源などと調和した景観の保全・形成を図る必要があります。
- 庭木や生垣、花壇の設置など、身のまわりに緑のある環境の形成を図る必要があります。

公共施設

- 地球温暖化、大気汚染、水質汚濁等による自然環境の破壊を改善するため、施設整備を図る必要があります。

2 生活環境の課題

(1) 公害のない暮らしに関する項目

大気汚染

- 自動車や工場などからの大気汚染物質の排出を抑制する必要があります。
- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの低減については、原因の一つである揮発性有機化合物*対策を推進することが必要です。

水質汚濁

- 下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活排水対策や事業者による法令順守の徹底により水質汚濁の防止を図る必要があります。
- 水環境を保全するためには、河川水量の確保や多様な生態系の維持、身近な水辺の保全等を通じ、健全な水循環の再生を図る必要があります。

土壌汚染

- 地下水や土壌の保全には、発生源対策が重要であり、事業者による自主的な管理・対策による汚染の未然防止等の推進が必要です。
- 地下水や土壌の汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には、愛知県と連携して汚染の除去などを早期かつ適切に原因者に実施させることが必要です。

騒音・振動

- 道路交通騒音や特定建設作業での建設・解体工事などの騒音、生活騒音の発生を抑制するよう啓発・指導する必要があります。
- 東海道新幹線沿線においては、引き続き、騒音、振動防止対策を推進することが必要です。

悪臭

- 悪臭の発生を抑制する必要があります。
- 平成 25（2013）年4月に導入した臭気指数規制による適切な対応が必要です。

(2) 安全で快適な暮らしに関する項目

河川・水辺

- 水遊び、釣り、河川敷の散歩や、水に親しむことができる水辺の公園やビオトープ※などの整備を図る必要があります。
- 河川整備などに際し、魚などの生息環境となる水生植物（水草、藻など）の保全・育成を図る必要があります。

動物・植物

- 身近な緑と認識されている優良な農地周辺の用水路、あぜ、土手などの多様な自然環境の保全や、希少種の適切な保護及び野生動物の保護管理などを通して、生物多様性の保全を図る必要があります。

防災

- 東日本大震災での経験を通し、今後の大規模災害発生時において、円滑に廃棄物进行处理できる体制を築く必要があります。

(3) 廃棄物、資源・エネルギーに関する項目

廃棄物

- ごみの減量化を図るとともに、最終処分場の確保に努める必要があります。
- ごみの不法投棄防止を図るなど、廃棄物を適正に処理する必要があります。

資源・エネルギー

- 低燃費で低公害車であるエコカーの普及などにより、省資源・省エネルギー化を図る必要があります。
- 節水や節電など省資源・省エネルギー化を図る必要があります。
- 先進的な省エネ技術・新エネルギー技術などの環境技術について、導入を積極的に検討する必要があります。

資源循環

- あらゆる場面で3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進する必要があります。

(4) 環境問題に対する取組に関する項目

取組の実践

- 地球温暖化防止などの環境問題の解決には、一人ひとりが自ら環境に配慮しながら環境保全活動に取り組むことが必要であり、そのきっかけとなる環境教育・環境学習を一層推進する必要があります。
- 気候変動による温暖化、集中豪雨、土砂崩れ、大津波、地盤沈下などの発生に備える必要があります。
- 市民、事業者、市の各主体が連携を図りながら、環境に配慮した取組を実践していく必要があります。
- 現在では予見できない、新たな環境問題が生じる可能性にも留意しながら、環境行政の基本である安全・安心の確保を確実に進める必要があります。

第3章

目指すべき環境像

- 1 望ましい環境像
- 2 環境目標
- 3 各主体に期待される役割
- 4 環境目標の達成に向けた取組

1 望ましい環境像

ステージアップ! 地球にやさしいまち いなざわ

地球上の自然界は、人間にとって未知なことや対応できないことが少なくありません。1970年代に40億人であった世界の人口は、現在70億人を超えており、国連の将来人口推計では、21世紀末には100億人に到達すると予測されています。地球上の限られた資源をこれまで以上に分かち合う必要があります、生態系を持続的に保全し、その恵みを享受できるよう私達人間は常に考えて行動する必要があります。

望ましい環境像は、「地球にやさしい」を基本として自然環境と地球を視野に入れて設定をしました。

「地球にやさしい」、これは、地球温暖化などの地球環境危機を克服し、持続可能な社会を実現していくこと。そのために地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量を削減していく「低炭素社会」、3Rを通じた資源循環を実現していく「循環型社会」、そして自然の恵みであると同時に大きな脅威ともなる自然と共生する社会を築いていく必要があります。

この実現のためには、二酸化炭素排出量の削減、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却、二酸化炭素の吸収源の確保、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場や機会を確保していくなど、私たち自らが変革していくことが重要となっており、本市も地球環境を構成しているものとして積極的にこの問題に取り組みます。

第6次稲沢市総合計画は、ひとつ高い次元を意識したまちづくりに取り組んでいくため、ステージアッププランとして、平成30(2018)年度からの10年間の計画で推進しています。このプランは、①新しい時代(ステージ)に対応していく②行政水準(ステージ)を高めていく③まちづくりにおける市民との関わり合いの質(ステージ)を高めていくという三つの意味が込められています。

本環境基本計画においても、新しい時代に向けて、市民、事業者、市の各主体の協働により、三つのステージを高め、「ステージアップ! 地球にやさしいまち いなざわ」を目指していきます。

2 環境目標

良好な環境を次世代に継承し、望ましい環境像を実現していくために、以下の5つの環境目標を掲げ、各目標の達成を目指します。

環境目標は、環境政策の大きな方向性を示すものであり、これらを達成するために、市民、事業者、市の各主体の協働のもと、環境に配慮した各種の取組を実践します。

環 境 目 標

- 1 未来につながる「地球温暖化の防止」
- 2 環境にやさしい循環型社会の構築
- 3 人と自然がふれあえる快適な環境の創出
- 4 安心して暮らせる地域社会の確立
- 5 環境意識を向上させる活動の推進

1 未来につながる「地球温暖化の防止」

私たちは、科学技術の発達と経済成長の進展により、快適で豊かな生活を送っています。しかし、近年では自動車の増加による排気ガスや、電気やガスなどの大量消費に伴う二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出により、地球温暖化問題が大きな課題として取り上げられています。

このまま、温室効果ガスが増加し続け、現状を上回る対策をとらない場合、今世紀末には、地球全体の平均気温が産業革命時期比で最大 4.8 度上昇すると見込まれています。各地で気候変動が確認され、自然災害が増加し、生産作物などの収穫量の減少などが起こると予想されています。

このため、気候変動の影響による被害の防止又は軽減、その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る適応策も検討していかねばなりません。

地球温暖化を防止するため、国は、平成 28（2016）年に「地球温暖化対策計画」を策定しました。これに基づき、本市は平成 30（2018）年 4 月に地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉第 6 版を策定しました。

経済の発展や地域活性化を図りながら、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、ライフスタイルの変化などを図り、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減を行う緩和策に努め、未来につながる「地球温暖化の防止」を目指します。

2 環境にやさしい循環型社会の構築

物質的な豊かさが実現された現代、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造が、様々なところで環境に負荷をかけ、その見直しが必要になってきました。廃棄物の中には処理が困難なものも多く、有害物質が含まれていることもあります。最近では、需要の増大に伴い天然資源が枯渇してきたことや、最終処分場の確保が困難となっていること、産業廃棄物^{*}が大量に不法投棄されたことなどが社会問題になっています。

私たちの社会が持続可能な発展を遂げていくためには、自然環境を尊重し、自然に負荷をかけない社会を構築して、次世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、できる限りリデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（使えるものの再利用）・リサイクル（廃棄物を資源として再生利用）を進める必要があります。

この 3R（リデュース・リユース・リサイクル）とともに、残った廃棄物の適正処理は、地球温暖化対策に貢献し、これらを推進することで、環境にやさしい循環型社会の構築を目指します。

3 人と自然がふれあえる快適な環境の創出

人は、四季折々の風景にふれ、感動し、心を癒され、心を豊かにします。特に春の桜や秋の紅葉の時期には多くの人々が名所を訪れ、感性を磨き、自然を満喫しています。人々は自然とのふれあいを通じてやすらぎを求めています。さらに、エコツーリズム^{*}の普及や環境問題への関心の高まりにより、ハイキングなど自然の中で体を動かし、直接自然とふれあえる機会を望む幅広い世代が増えています。

自然は、全ての生態系の基礎となるものであり、その恩恵は次世代の人々に引き継がねばなりません。私たちが良好な自然を受け継いでいくためには、河川周辺などの身近な憩いの場の保全をしたり、ごみの散乱などをなくして、地域の自然を維持していくことが必要です。

そのため、豊かな自然環境の保全・創出、生物多様性の保全、人と自然とのふれあいの場や機会の確保を図り、人と自然がふれあえる快適な環境を目指します。

4 安心して暮らせる地域社会の確立

私たちの身近な環境は、生活様式や社会経済活動の変化などにより、汚染が進みました。生活排水による水質汚濁や自動車排気ガスや野焼きによる大気汚染などの都市・生活型公害は、依然として私たちの安全な暮らしを脅かしています。

都市・生活型公害を改善していくには、規制的手段だけではなく、設備の高効率化を促進することも重要になっています。自動車公害問題については、次世代の低公害車（ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電気自動車など）の普及により、急速に改善されていくものと思われます。

各種の公害発生及び今後の大規模災害発生に備え、ライフスタイルを見直していき、私たちの良好な生活環境の保全・形成を目指します。

5 環境意識を向上させる活動の推進

豊かな環境を守り、潤いのあるまちづくりを推進していくためには、市民、事業者、市の各主体が一体となって環境の現状及び課題、それぞれの責務を認識して、自主的に環境を改善、保全していくことが重要です。そして、一人ひとりが環境について考え、自発的に率先して行動できるようにする必要があります。その際、各個人での環境意識には格差があり、格差に応じた情報提供なども必要になっていきます。さらに、市民や各種関係団体などと連携を深め、ネットワークを形成し、共通の認識のもとで、環境に配慮した取組を実践していく体制を作っていくことが求められます。

そのため、環境教育・環境学習の推進とともに、「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」に基づく、環境保全活動の推進を図り、市民、事業者、市の協働のもと、環境意識を向上させる活動の推進を目指します。

3 各主体に期待される役割

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、市の各主体が自らの責任と役割を理解した上で環境に関する取組を実践することが重要になります。

1 市民の役割

私たち一人ひとりの活動が環境に影響していることを理解し、これまでの生活を見直すことにより、環境への負荷が小さくなるよう行動していくことが重要となります。

環境教育や環境学習などを通して、日常の活動と環境との関わりについての知識と理解を深め、また、省資源・省エネルギーなど市民一人ひとりができることを自主的かつ積極的に実践していく必要があります。住み良い住環境を確保するためには、お互いの活動を理解するとともに、環境保全活動に積極的に取り組むことが必要です。

2 事業者の役割

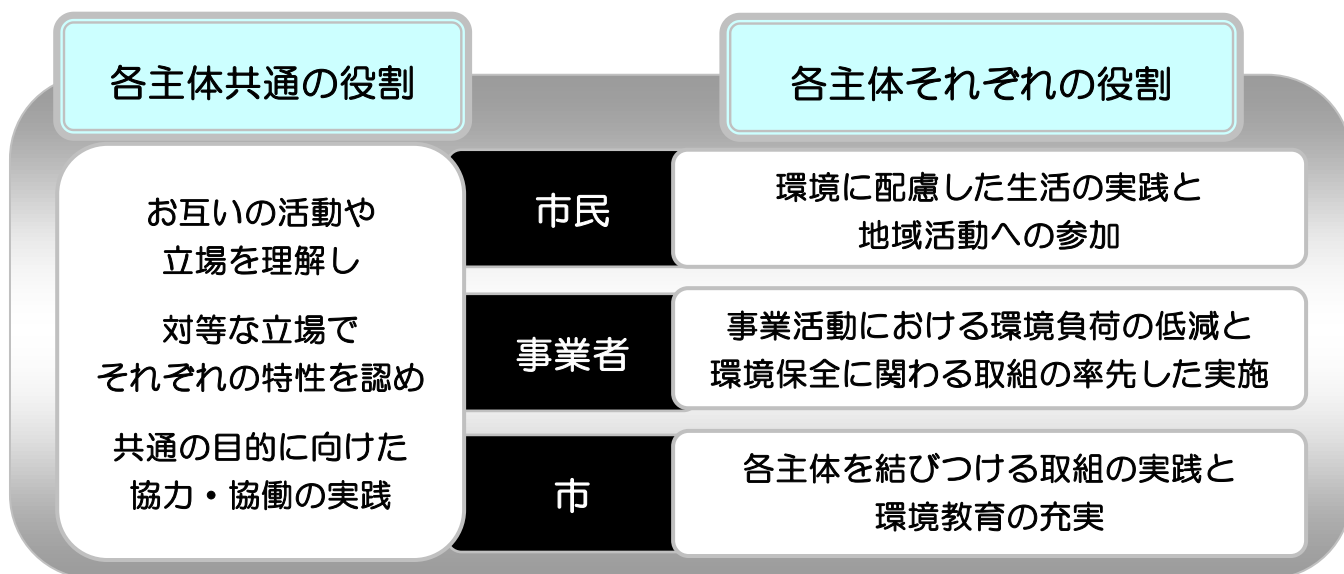
事業活動は、資源・エネルギーを消費し、廃棄物の排出など環境へ与える影響が大きいことから、各事業者には確実な法令遵守が求められます。

各種の事業活動において、自然環境の保全、汚染物質の排出抑制、廃棄物の適正処理などを行うとともに、企業の社会的責任の面からも環境保全に関わる取組を率先して実践していく必要があります。

3 市の役割

環境の保全を図るうえで、市民や事業者と日常的に関わり、地域の実情を把握している市は、重要な役割を担っています。各主体が環境全般に関わる取組を実践する上で、地域の自然的・社会的条件に応じた取組を積極的に行えるよう、環境配慮行動の実践者となる「人づくり」を進めるため、環境教育の充実に取り組む必要があります。

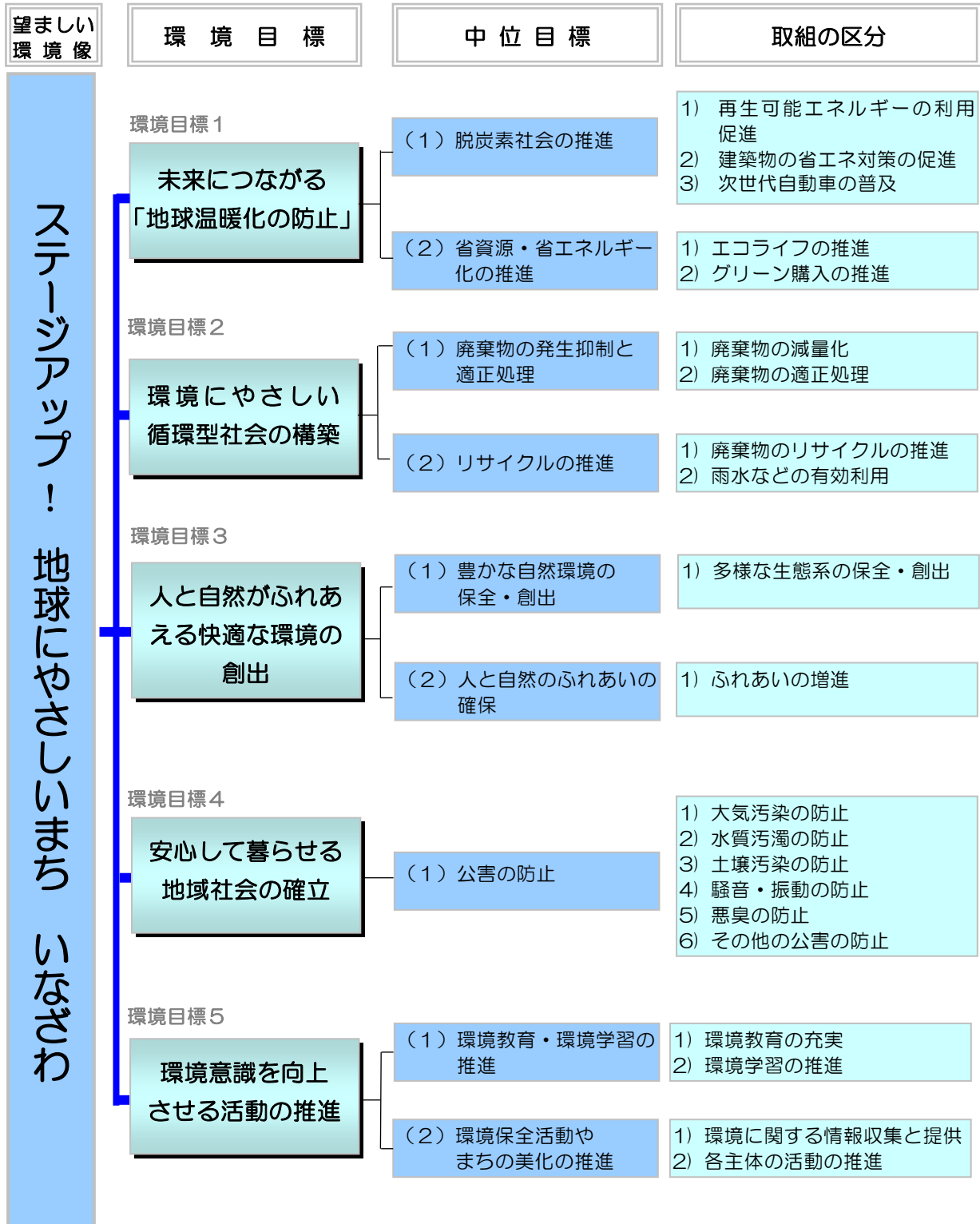
また、市自らも事業者であり消費者であるという立場から、率先して環境への影響に配慮した行動を実践します。



4 環境目標の達成に向けた取組

望ましい環境像の実現、5つの環境目標の達成に向けて、中位目標、取組の区分を設定し、取組の区分ごとに市民、事業者、市の各主体が実践すべき環境に関する取組を示します。

環境目標の達成に向けた取組の体系図



第4章

環境目標達成のための取組

- 1 未来につながる「地球温暖化の防止」
- 2 環境にやさしい循環型社会の構築
- 3 人と自然がふれあえる快適な環境の創出
- 4 安心して暮らせる地域社会の確立
- 5 環境意識を向上させる活動の推進

1 未来につながる「地球温暖化の防止」

地球温暖化対策

脱炭素社会を目指します

(1) 脱炭素社会の推進

国際的な潮流として、平成 27（2015）年9月国連持続可能な開発サミットで採択された目標である「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{*}」が採択され、環境・経済・社会の統合的向上を具体化した「持続可能な開発目標」（SDGs^{*}）で 17 の目標（次項）が定められました。同年 12 月には「パリ協定」が採択され、今世紀末の平均気温を産業革命前と比べ 2 度未満の上昇に抑えるという目標がたてられました。

国は、この目標を達成するために、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減する地球温暖化対策計画を策定しました。令和 12（2030）年の削減目標を平成 25（2013）年度比 26 パーセントとし、自治体や家庭部門では約 40 パーセントの削減目標を定めました。

さらに令和 2（2020）年 10 月の菅内閣総理大臣所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言され、令和 3（2021）年 10 月に改定が閣議決定された地球温暖化対策計画では令和 12（2030）年度の削減目標が平成 25（2013）年度比 46 パーセントに引き上げられました。

稲沢市でもこうした流れを受け、温暖化対策に本格的に取り組むことを決意し、令和 3（2021）年 9 月 2 日にゼロカーボンシティ宣言を行いました。これは国の削減目標に従い、市内の温室効果ガスの実質的な排出量を令和 12（2030）年度までに 46 パーセント削減、令和 32（2050）年までにゼロにするという野心的なものです。

この目標の達成に向けて、各公共施設、各事業所、各家庭における省エネルギー設備への転換や、再生可能エネルギーの導入を促進し、脱炭素社会の推進を目指します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



稲沢市ゼロカーボンシティ宣言

現在、世界規模で問題となっている気温の上昇、局地的豪雨、超大型台風が発生などの気候変動は、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの増加が原因であり、これは社会経済活動等により排出されたものであります。これらの活動は、健康で文化的な生活の確保や福祉に貢献するためのものですが、その目的とは裏腹に、人類を危機に直面させることとなってしまいました。

これからの生活は、これまでの生活の豊かさを維持しつつ、温室効果ガスの排出を大きく抑制することが求められています。そのためには、行政はもちろん、事業者や市民の皆様お一人おひとりが、製品の買換えやライフスタイルの選択など、賢い国民運動「COOL CHOICE」を実践していかなければなりません。

本市におきましては、次の世代の子どもたちに、安心して暮らすことができる環境を残し、グリーン社会を実現するために、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を進めていくことを宣言いたします。

令和3年9月2日

稲沢市長 加藤 錠司郎



【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度	目指す 方向性
稲沢市温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂) 〈SDGs 7,13〉	23,077 (平成 25(2013)年度 基準) 平成 29(2017)年度は 24,648t-CO ₂	18,857	15,725	
太陽光発電*システム 設置費等補助 (累計基数) 〈SDGs 7〉	2,132	2,387	2,637	
住宅用リチウムイオン蓄電 システム設置費等 補助(累計基数)〈SDGs 7,11,13〉	58	458	958	
公用車における 電気・燃料電池自動車の台 数(台) 〈SDGs 7,9,13〉	2	23	28	

SDGs17（持続可能な開発目標）

資料）国際連合広報センターHP



1 貧困をなくそう

1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



4 質の高い教育をみんなに

4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的(※)かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



2 飢餓をゼロに

2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



3 すべての人に健康と福祉を

3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



6 安全な水とトイレを世界中に

6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



10. 人や国の不平等をなくそう
 国内および国家間の格差を是正する



8. 働きがいも経済成長も
 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



11. 住み続けられるまちづくりを
 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



12. つくる責任 つかう責任
 持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を
 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



16. 平和と公正をすべての人に
 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



14. 海の豊かさを守ろう
 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



17. パートナーシップで目標を達成しよう
 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



15. 陸の豊かさを守ろう
 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

資料) 国連開発計画(UNDP)
 駐日代表事務所 HP

1) 再生可能エネルギー*の利用促進

エネルギーの確保は、市民生活や経済活動にとって重要ですが、現在その多くを化石燃料に頼っています。このことから、太陽光や風力などの環境負荷の少ない自然エネルギー*などの再生可能エネルギーを積極的に導入する取組は、エネルギー供給の安定化に役立つとともに化石燃料の使用を抑えることにつながり、地球温暖化対策にも大きな意義があります。

エネルギー資源を大切にすると暮らしへと転換を図り、資源・エネルギーの適正利用を目指します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●国民運動デコ活*に賛同	◎	◎	◎
●地球温暖化対策実行計画<事務事業編>の遂行			◎
●地球温暖化対策実行計画<区域施策編>の策定・遂行	◎	◎	◎
●地域気候変動適応計画の調査・検討			◎
●省エネ法*に基づく中長期計画書の策定		◎	◎
●省資源・省エネルギー・蓄エネルギーに関する普及啓発			◎
●温室効果ガスの削減など日常の生活様式の見直しへの配慮	◎	◎	◎
●地球環境問題に関する情報収集と提供			◎
●再生可能エネルギー導入の情報収集と提供			◎
●温暖化対策補助制度の活用	◎	◎	◎
●太陽光発電などの活用	◎	◎	◎

2) 建築物の省エネ対策の促進

省エネルギー化や自然環境への負荷の低減などの観点から、太陽光や太陽熱、風力などの自然エネルギーの利用、通風性、断熱性、透水性、廃棄物の減量化、屋上緑化など、様々な面で環境への配慮をした建物を建設、または改修していく必要があります。

そのためには、市民、事業者と市が住まいやオフィスなどのエネルギーの地産地消を目指します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●省資源・省エネルギー化、リサイクルなどに配慮した環境負荷の少ない住宅建設に関する助成制度などの情報の提供		◎	◎
●建築物の省エネルギー化の促進	◎	◎	◎
●建築物の断熱化	◎	◎	◎
●環境負荷の少ない建築物の建設	◎	◎	◎
●建築物の CLT [※] 導入の検討		◎	◎
●ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB） [※] の促進		◎	◎
●ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH） [※] の促進	◎	◎	◎
●蓄電池の活用	◎	◎	◎
●日照や通風などへの配慮を通じた良好な住環境の確保	◎	◎	◎
●建物の屋上緑化・壁面緑化 [※] などの推進と取組	◎	◎	◎



【稲沢市役所本庁舎の太陽光発電設備】

平成 28（2016）年 9 月から稲沢市役所本庁舎では、太陽光発電を利用しています。発電した電気は、平常時は市役所の照明器具等に利用し、災害により停電した場合には市役所内の災害対策本部で、利用が可能です。

※最大出力 15.7 kW

蓄電設備 20.0 kWh

3) 次世代自動車の普及

自動車などの運輸部門での温室効果ガスの排出量が、エネルギー起源の二酸化炭素全体の約 2 割を占めており、排気ガスの排出を抑制した次世代自動車の普及に努めます。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●次世代自動車の使用	◎	◎	◎
●電気自動車等充電設備の設置	◎	◎	◎

(2) 省資源・省エネルギー化の推進

地球温暖化の防止に向けて、家庭用品や事務用品の省資源・省エネルギーの取組、こまめな電源オフなどによる電気使用量の抑制、エコドライブなどによる燃料使用量の抑制、空調温度の設定調整による電気やガスの使用量抑制などをする必要があります。

本市においても市民一人ひとりが生活様式を見直し、エネルギー資源を大切に暮らしへと転換を図り、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを実践できるよう、周知啓発や情報の提供を実施するなど、地球温暖化対策の推進に積極的に取り組みます。

【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度	目指す 方向性
LED 設置の公共施設数 〈SDGs 7,9,13〉	3 施設	50 施設	80 施設	↗
市のグリーン購入*の 調達率の向上 〈SDGs 9,11,12,13〉	99.8%	99.9%	99.9%	↗

1) エコライフの推進

使っていない場所の電気を消したり、エアコンの温度調整をして、電気の無駄遣いをやめることで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らします。国や県などのアクションキャンペーンを普及啓発し、エコライフの取組を推進します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●電化製品等の省エネルギー型機器*の導入	◎	◎	◎
●高効率な照明の使用	◎	◎	◎
●照明、機器、事務用品の使用の合理化	◎	◎	◎
●不要な照明のこまめな消灯、自然光の取入れ	◎	◎	◎
●テレビなどの待機電力消費の抑制	◎	◎	◎
●冷蔵庫内の整理、ドアの開閉回数の削減、季節に応じた温度設定	◎	◎	◎
●冷暖房の使用時間・時期の短縮、室内温度の適正化（冷房 28℃、暖房 19℃程度）	◎	◎	◎
●環境家計簿*の活用	◎		
●クールビズ*・ウォームビズ*の啓発・実施	◎	◎	◎
●徒歩や自転車の利用による車の使用抑制、自動車の相乗りなど	◎	◎	◎
●公共交通機関の活用	◎	◎	◎
●エコドライブの推進による燃料使用量の削減	◎	◎	◎
●廃棄物の再資源化		◎	◎
●未利用資源の活用など		◎	◎
●OA紙などの用紙類の使用量削減、再生紙の使用	◎	◎	◎

2) グリーン購入の推進

平成 13（2001）年 4 月からは「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、環境負荷の低い商品を調達することが求められています。

そのため、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●環境にやさしい消費者意識の向上に向けたグリーン購入	◎	◎	◎
●エコマークやグリーンマークなどのエコラベル*製品の購入	◎	◎	◎
●環境負荷の少ない商品やサービスに関する情報の提供		◎	
●省エネルギー製品やリサイクル可能な製品など環境に配慮した製品の製造・販売		◎	
●環境負荷が少ない原材料の採用、資源やエネルギーなど高効率な生産方式の採用		◎	

2 環境にやさしい循環型社会の構築

循環型社会の構築	3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します
----------	----------------------------

（1）廃棄物の発生抑制と適正処理

良好な環境を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減される循環型社会の構築が不可欠です。

本市においても、小型家電や焼却灰のリサイクルなど、ごみの減量化、リサイクルの推進に積極的に取り組んでおり、さらなる目標を掲げ、引き続き資源循環施策を進め、最終処分量を減らしていくことが必要です。

【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 7 (2025) 年度	目指す 方向性
市民一人1日当たりの 家庭系ごみの排出量 〈SDGs 12,14,15〉	513g	480g	500g	↘
市民一人1日当たりの 事業系ごみの排出量 〈SDGs 12,14,15〉	150g	138g	138g	↘



稲沢市環境センター

稲沢市のごみは、稲沢市が管理運営する稲沢市環境センターの工場で中間処理した後、市外の最終処分場で埋立処分したり、焼却残渣の再生利用を行ったりしています。

この工場は、ごみ焼却における余熱を利用した発電設備を設けるなど、最新鋭の設備と公害防止にかかる最新技術を導入した施設（平成 12（2000）年 3 月竣工）でした。

さらに、排出される二酸化炭素の量を削減して地球温暖化対策に対応する施設となるよう平成 28（2016）年 3 月までに大規模な基幹的設備改良を伴う長寿命化工事を行いました。

1) 廃棄物の減量化

市民の自主的な取組を促進し、分別収集の推進及び一般廃棄物[※]の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めます。例えば、エコバッグの普及や生ごみの堆肥化を進めるとともに、使用しなくなった家具や電化製品をリユースするなど有効活用を促し、廃棄物の減量に努めます。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●「3R」活動（リデュース Reduce：発生抑制、リユース Reuse：再使用、リサイクル Recycle：再生利用）の推進	◎	◎	◎
●広報いなぎわ、稲沢市ホームページなどを通じたごみの減量の意識啓発			◎
●ごみの減量、リサイクルに関するごみの減量リーフレットや分別辞典の作成・配布		◎	◎
●大量消費・廃棄の生活習慣の見直しに向けたパンフレットの配布		◎	◎
●ごみ減量化に関する標語・ポスターの公募などによる意識啓発		◎	◎
●ごみ減量化に関するアイデアなどの情報発信	◎	◎	◎
●処理施設の見学や出前講座などの開催		◎	◎
●生ごみ処理機の利用促進	◎	◎	◎
●生ごみの減量化やエコ料理 [※] の実践	◎	◎	◎
●使い捨て商品の製造・販売の自粛		◎	
●使い捨て製品の購入・使用の自粛	◎	◎	◎
●プラスチック・スマート [※] の推進	◎	◎	◎
●詰め替え可能な商品やリターナブル容器 [※] を用いた商品の購入・使用	◎	◎	◎
●マイバッグ [※] 持参運動の推進	◎	◎	◎
●過剰包装の辞退	◎	◎	◎
●耐久性の高い製品の購入、故障したときは修理して使うなどの長期利用	◎	◎	◎
●不用品紹介制度によるごみの減量、再利用の促進	◎	◎	◎
●フリーマーケット、不用品交換、学校のバザーなどによる資源の再利用	◎	◎	◎
●再生品や再利用が可能な製品の製造・販売		◎	



-Plastics Smart for Sustainable Ocean-
～プラスチックとの賢い付き合い方～

2) 廃棄物の適正処理

市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境保全上、支障が生じないように収集運搬し、処理しています。また、産業廃棄物並びに有毒性物質及びタイヤなどの処理困難物については、市では回収できないため、事業者が法に基づき適正に処理します。

定められた区分に従い、適正な排出の啓発を行い、適正な処理を推進します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●有害ごみなどの適正な回収体制の整備		◎	◎
●空き地などへの不法投棄の監視体制の強化	◎	◎	◎
●家電リサイクル法 [*] に基づく廃家電品の適切な処理の普及・啓発と適正処理	◎	◎	◎
●パソコンの適切な処理の普及・啓発と適正処理	◎	◎	◎
●産業廃棄物 [*] の適正処理に向けた県と連携した指導・啓発		◎	◎
●平和浄化センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の適切な処理の推進		◎	◎
●決められたごみの分別方法の遵守・徹底	◎	◎	◎
●ごみ出しのルールやマナーを向上するための地域での勉強会の開催	◎	◎	◎
●除草など所有地の適正な管理によるごみの不法投棄の防止	◎	◎	◎
●フロン使用製品（冷蔵庫・エアコンなど）の適正処理・啓発	◎	◎	◎
●廃棄物処理法 [*] に基づく産業廃棄物などの適正処理		◎	
●水銀使用廃製品（水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計）の適正処理	◎	◎	◎

(2) リサイクルの推進

市では、資源化を図るため、行政区ごとに決められた集積場所や公共施設において、リサイクル資源の回収を行っています。子ども会などの団体も自主的に資源回収を行い、市民と市で協働して実施しています。一方、民間資源回収拠点も増加しており、市としての回収量は減少している状況です。循環型社会の形成を目指し、分別収集利用の啓発や食品残渣の堆肥化、焼却灰の資源化など、リサイクルを推進してまいります。

【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度	目指す 方向性
拠点回収における回収量 ＜SDGs 12,14,15＞	57t	59t	62t	↗
環境センターから排出 される焼却灰の資源化率 ＜SDGs 9,12＞	10.8%	17%	20%	↗

1) 廃棄物のリサイクルの推進

廃棄物は分別を徹底することでリサイクルしやすくなり、製品を最初から作るよりも資源、電気などの使用を減らすことができます。

市では、分別の徹底や資源のリサイクルを普及・啓発し、循環型社会の形成につなげていきます。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●容器包装リサイクル法に基づく適正処理	◎	◎	◎
●家電リサイクル法に基づく廃家電品の適正処理	◎	◎	◎
●建設リサイクル法*に基づく適正処理		◎	◎
●リサイクル資源の分別の徹底	◎	◎	◎
●地域及び各種団体によるリサイクル資源回収の支援	◎		◎
●焼却灰などのリサイクルの推進			◎
●未利用資源活用の技術開発		◎	
●町内会や子ども会などが実施するリサイクル資源の集団回収への参加・促進	◎		◎
●リサイクル協力店や販売店回収品のPR、店頭回収実施状況の把握と情報提供、各業界への回収ルート整備の要請などの推進		◎	◎
●小型家電リサイクル法に基づく再資源化	◎	◎	◎

2) 雨水などの有効利用

水の需要は、生活水準の向上等により年々増加傾向にありましたが、今後は、人口の減少や節水機器の普及が見込まれ横ばいの状況を保つと予測されています。

しかしながら、水資源は地域的に偏在していることから、今後も水資源の確保が大きな課題となっています。雨水利用をして水道水の使用量を抑制することで二酸化炭素の排出を減らします。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●家庭や事業所などにおける節水意識の啓発			◎
●節水コマ*の取り付け	◎	◎	◎
●再生水の利用の検討			◎
●地下水の適正利用	◎	◎	◎
●雨水貯留施設の設置促進		◎	◎
●植木や花への散水やトイレ、洗車などでの雨水の有効利用	◎	◎	◎
●工場排水などの再利用		◎	◎

3 人と自然がふれあえる快適な環境の創出

生物多様性	豊かな自然を次世代に伝えます
-------	----------------

(1) 豊かな自然環境の保全・創出

稲沢市には、木曾川をはじめとする恵まれた自然が多く残されています。また、植木のまちとして名高い稲沢市は、植木・苗木畑や田園などの緑色、祖父江のイチヨウ並木の黄金色、平和の桜並木のピンク色と色とりどりの自然環境を有しています。そして、そこには多種多様な生物が生息しています。

市街地周辺に広がる緑地は、潤いある風景や水源、ホタル・トンボ・チョウなど生き物の生息空間を提供する重要な環境資源となっています。また、市面積の4割以上を田畑が占めており、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の促進を図る必要があります。つまり、農作物の施肥基準に沿った適正な施肥の推進や田畑も含めた除草剤の適正使用が求められています。

近年、投棄された廃プラスチックが河川を通じ海洋にまで流出し、水生生物への悪影響をもたらすことで、生活環境へ影響を与えていることが、世界中で問題となっています。快適な環境を保全するため、プラスチックごみの回収が進められています。

良好な環境を次世代に継承していくためには、私たち一人ひとりが自然を大切に、そして地域レベルで生態系の保全に努め、生物多様性を維持・回復していく必要があります。

そのため、水辺の保全・創出など多様な生態系の保全・創出を図り、豊かな自然環境の保全・創出を目指します。

【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度	目指す 方向性
ホタルの発生地区数 <SDGs 11.13,15>	6小学校区	6小学校区	6小学校区	→
ビオトープ数 <SDGs 13,15>	2	3	5	↗

1) 多様な生態系の保全・創出

私たちの身の回りには、様々な動植物が生育・生息しています。平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの5年間、稲沢市動植物生息調査を行いました。

市内の水路に見られる水生生物は外来種も含め各地区で共通していました。また、農業の機械化や、草刈の手作業を省くために除草剤を使用することによる合理化により、植物が姿を消しつつある一方、貴重な在来の植物も確認されています。

豊かな水をたたえる木曾川とその河川敷に形成された砂丘や自然林は、特別な環境を作り上げています。希少な野鳥も多種飛来しています。また、祖父江支所地区においては、ハイケボタルも自生していますが、年々生息数も生息場所も減少しており、多様な生態系の保全に向け、私たちの考え方や暮らし方を振り返る時期にきています。

そのため、生物多様性地域戦略を策定、また、自然環境の指標として有効なホタルを保護するため「稲沢市ホタル保護条例」を制定し、多様な生態系の保全・創出に努めています。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●生物多様性地域戦略の策定・推進	◎	◎	◎
●身近な動植物の生育・生息状況などについての情報提供	◎	◎	◎
●身近な生物の生息空間となっている点在する社寺林や屋敷林などの保全の促進	◎	◎	
●多様な生物が生育・生息するピオトープ作りなどの推進・創出	◎	◎	◎
●ホタルなどの身近な動植物の生育・生息状況などに関する調査	◎	◎	◎
●生物多様性に配慮した農薬・肥料の低減	◎	◎	◎
●用水路やあぜ、土手などの生物の生息空間の保全	◎	◎	◎
●開発事業における地域の生態系への配慮	◎	◎	◎
●外来種の対策の検討	◎	◎	◎

●生物多様性について

生物多様性とは、多くの種類の生きものが存在し、それらがつながって生態系の豊かさやバランスが保たれていることを意味します。また、遺伝子の多様性が過去から現在、そして未来へと繋がっていくことも含まれています。生物多様性が衰退すると、地球上の生態系の機能が低下し、生態系全体の生産力（植物などが作り出す酸素、農作物など）や環境変化に対する回復力が低下してしまいます。

私たちの暮らしは、生態系全体の生産力なくしては成り立ちません。地球上の生命のバランスを保ち、つながりあう地球環境を支えていく必要があります。

●市民活動の事例（NPO*法人 祖父江のホタルを守る会）

祖父江支所地区は濃尾平野の中で自然のハイケボタルが生息する限られた地域となっています。「祖父江のホタルを守る会」はホタルを守ることを目的に平成 15（2003）年に設立され、平成 19（2007）年 12 月には愛知県から特定非営利活動法人（NPO 法人）としての認証を受けました。

「祖父江のホタルを守る会」は人とホタルが共生できる自然環境の創造に向けた各種事業（無農薬稲作を実践する実験田プロジェクトや環境教育、水質・生物調査、啓発など）を行い、これを通じて環境問題の改善や解決を図る活動に努めています。こうした活動が認められ、令和元年度に愛知県環境保全関係功労者、国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業として、また令和2年度には環境大臣より地域環境美化功績者として表彰されました。今後、市民主体の環境活動としてますますの充実が期待されます。

(2) 人と自然とのふれあいの確保

自然の恵みを享受し、地域における健全な経済社会活動を続けるため、自然環境を保全・再生するなど生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることを通じ、環境にも配慮しながら経済・社会的な課題に対応していく必要があります。

近年、世界ではマイクロプラスチック*を含む海洋ごみや海洋汚染の対応を推進しています。市内に流れる木曽川などは海洋に通じていますが、一人ひとりの行動が自然の保護につながることを理解し、次の世代も人と自然がふれあえるよう、自然の保全に努めます。

祖父江砂丘



平和桜ネックレス



【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度	目指す 方向性
環境学習会（自然観察会等）開催回数 〈SDGs 4, 11,13,14,15〉	5	8	10	➔

1) ふれあいの増進

私たちは、自然とふれあうことで心が癒され、自然を大切にする心を育みます。

また、親子で一緒にふれあうことで、お互いを思いやる心、助け合う心が養われ、親子の絆が強まります。

そして、生活環境の中でふれあう身近な生きものに対する愛情や弱いものを守る心が芽生えて豊かな心が宿り、いのちの尊さを学びます。

このような機会を提供するため、市では小学生とその保護者を対象とした自然観察会などを催し、自然の中でのふれあいの増進に努めています。これは、自然を通して次世代に豊かな心を引き継ぐ上で重要なことです。

そのため、ふれあいの場づくり、ふれあいの増進を図り、人と自然とのふれあいの確保を目指します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●自然観察会などの自然を学ぶ体験事業の実施・参加・協力	◎	◎	◎
●水生生物調査などの実施・参加・協力	◎	◎	◎
●マイクロプラスチックの世界規模での汚染拡大の認識	◎	◎	◎

4 安心して暮らせる地域社会の確立

安全な地域社会の確立	きれいな空気、きれいな水、きれいな土壌を守ります
------------	--------------------------

(1) 公害の防止

我が国の公害は、昭和時代の高度経済成長期には、工場の生産活動による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、原因と発生源が特定できる公害問題でした。

今日では、都市の人口の集中が進み、これが都市における生活水準の向上と相まって、自動車などの交通機関による大気汚染や騒音、振動、家庭からの生活排水などによる水質汚濁、廃棄物の増大、近隣騒音などの都市生活型公害とも言える問題を引き起こしています。

さらに、平成以降は、人口減少や住宅・建築物の老朽化に伴い、空き家の増加が顕在化しています。従来の公害問題に加え、空き家や都市生活型公害による新たな環境問題などに適切に対応し、市民が安心して暮らせる地域社会の確立を図り、公害の防止を目指します。

【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度	目指す 方向性
汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助基数 〈SDGs 6,14,15〉	19 基/年	27 基/年	27 基/年	↗
水洗化・生活雑排水未処理(単独処理浄化槽)人口 〈SDGs 6,14,15〉	26,516 人	14,226 人	7,478 人	↘
苦情件数 〈SDGs 3,11,14,15〉	448 件/年	409 件/年	370 件/年	↘

1) 大気汚染の防止

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守ることで、市は排出者等と協力して大気汚染の改善に努めます。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●大気汚染物質の状況などについての実態の把握	◎	◎	◎
●光化学スモッグやPM2.5（微小粒子状物質）の情報提供			◎
●野焼きの防止	◎	◎	◎
●焼却炉の適正な使用	◎	◎	◎
●アイドリング*・ストップの周知のための措置や急発進・急加速の自粛の啓発		◎	◎
●アイドリング・ストップの遵守とエコドライブの推進	◎	◎	◎
●車の定期点検の実施	◎	◎	◎
●公共交通機関や自転車などの環境負荷の少ない交通手段の利用	◎	◎	◎
●鉄道駅周辺でのパーク・アンド・ライドの実施	◎	◎	◎

2) 水質汚濁の防止

生活排水対策の実施を推進するとともに、工場や事業場などからの水は適正な状態で公共水域に排出されるよう啓発し、公共水域や地下水の水質の汚濁の防止を図り、水環境の保全に努めます。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●市民への生活排水対策の啓発・参加	◎	◎	◎
●公共下水道の整備			◎
●公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント*への接続と水洗化の促進	◎	◎	◎
●公共下水道等が整備されない地域における合併処理浄化槽への転換の促進	◎	◎	◎
●浄化槽の適正な管理	◎	◎	◎
●工場や事業所などにおける排水の適正処理		◎	◎
●日光川や五条川を始めとした河川流域の周辺市町との連携による水質保全の確保			◎
●流し台での水切りネットやストレーナー（ごみを取り去る網状のこし器）の設置	◎	◎	◎
●合成洗剤、石けん、シャンプーなどの適量使用による河川などの汚濁防止	◎	◎	◎
●天ぷら油の回収制度などによる生活排水対策の推進・適正処理	◎	◎	◎

●合併処理浄化槽への切り替えの補助・単独処理浄化槽の撤去費用の補助

市では、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を併せて処理できる合併処理浄化槽に切り替える家庭に費用の一部を補助しています。また、合併処理浄化槽への切り替えに伴う単独処理浄化槽（し尿だけを処理する浄化槽）の撤去費用の補助もあります。汲み取り式トイレ・単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えられるかたは、この制度をご利用ください。

◆対象・専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合（10人槽以内）

・公共下水道、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業区域外

（問合せ先 環境保全課）

3) 土壌汚染の防止

土壌は一旦汚染されてしまうと、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたり続きます。

土壌汚染による影響は、農作物や植物の生育阻害、また、有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの危険性があります。

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による人の健康被害を防止するしくみを定め、県民の生活環境の保全等に関する条例において、汚染が判明した場合の拡散防止措置義務等を定めています。これにより、土地を利用する事業者は、適正な管理が求められています。市では、事業者に対し、土壌汚染のリスクに応じた適正管理について、啓発を行います。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●土壌汚染防止の啓発		◎	◎
●工場や事業所などにおける土壌汚染の防止		◎	◎
●植木などへの適正かつ効果的な農薬・肥料の使用	◎	◎	◎

4) 騒音・振動の防止

騒音については、工場や事業場からの騒音、建設作業音、自動車や鉄道などの交通騒音、飲食店などの営業騒音、商業宣伝などの拡声器騒音、ピアノやペットの鳴き声などの生活騒音などがあります。

また、振動については、工場や事業場における事業活動並びに建設工事に伴い発生する振動、道路交通振動などがあります。

建設作業音や振動による苦情などの未然防止には、事前に各種工事に関する情報を把握し、周辺住民への周知等のソフト面の対策について事業者に助言します。

騒音や振動の発生を抑制することで、生活環境を保全し、健康の保護に資することを目的としています。市では、騒音・振動の防止のための啓発を行います。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●工場や事業所などにおける騒音・振動の発生防止 または軽減化		◎	◎
●特定建設作業における低騒音・低振動型の建設重 機などの使用		◎	◎
●道路交通騒音・振動の状況などについての実態の 把握			◎
●早朝、深夜のアイドリング・ストップの徹底	◎	◎	◎
●自家用車の不要な空ぶかしや急発進・急加速、人 の迷惑になるクラクションの自粛	◎	◎	◎
●店舗や事業所などにおける深夜の営業騒音の発生 防止		◎	◎
●カラオケなどの営業騒音の発生防止		◎	◎
●ピアノやペットの鳴き声などの生活騒音の抑制	◎	◎	◎
●低騒音・低振動型の洗濯機やエアコンなどの購入	◎	◎	◎
●騒音・振動の防止の啓発			◎

5) 悪臭の防止

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、生活環境を保全していくことを目的としています。

また、身近な生活環境の中には、家庭生活の不衛生な面から発生する悪臭もありますので、適正な対応をし、悪臭の防止につなげます。市では、その啓発に努めます。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●悪臭物質の排出に関する規制基準の遵守	◎	◎	◎
●工場や事業所などにおける悪臭の発生防止		◎	◎
●浄化槽の適正管理による悪臭の発生防止	◎	◎	◎
●不適正な焼却に伴う悪臭の発生抑制	◎	◎	◎
●家庭ごみなどの不適切な処理に伴う悪臭の発生防止	◎		◎
●悪臭防止の啓発			◎

6) その他の公害の防止

生活環境において不快と感じる事象は多種あり、必要に応じ県と連携して、法令に基づき公害の防止に努めます。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●環境保全のための公害パトロールの実施			◎
●空き家の情報収集			◎
●空き地などの適正管理による害虫発生予防	◎	◎	◎
●騒音対策などに配慮した開発事業の実施に向けた指導		◎	◎
●企業の進出時に公害防止協定書を提出		◎	◎
●光害 [*] 対策の啓発			◎
●ダイオキシン類 [*] 、PCB [*] 、アスベスト（石綿） [*] を始めとした有害化学物質やPRTTR制度 [*] についての情報の収集と提供			◎
●PRTTR制度 [*] に基づく有害化学物質の適正管理		◎	◎
●受動喫煙対策の推進	◎	◎	◎
●各種の公害防止に対する意識向上	◎	◎	◎

●有害化学物質

私たちの身のまわりには、プラスチック、塗料、合成洗剤、医薬品、化粧品、農薬など、化学物質を利用して作られた様々な製品があり、化学物質は私たちの生活になくてはならないものになっています。しかし、これらの有用な化学物質も、製造から廃棄に至る各段階で適切な管理を行わなければ、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあります。

高度成長期には、メチル水銀^{*}による水俣病などの産業型公害が発生し、様々な対策がなされてきましたが、近年においても、ダイオキシン類による環境汚染問題など、新たな化学物質による環境問題が顕在化しています。

化学物質による環境汚染に対しては、その問題の性質に合わせ、ホルムアルデヒド^{*}・有機水銀化合物などを規制する「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、PCB・トリクロロエチレン・クロロホルムなどを規制する「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、ダイオキシン類を規制する「ダイオキシン類対策特別措置法」、アスベスト（石綿）を規制する「大気汚染防止法（特定粉じんに指定）」、アスベスト（石綿）被害を救済する「石綿による健康被害の救済に関する法律」などの各種の法律の制定やPRTTR制度などに基づき、行政・企業による取組が進められています。

5 環境意識を向上させる活動の推進

環境教育の推進	地球にやさしい心を育てます
---------	---------------

(1) 環境教育・環境学習の推進

地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、市のみならず、市民、事業者が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。この自発的活動を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 23（2011）年改定）において定めています。

環境学習は、知識を重視するよりも、むしろ『なぜ？』の気持ちでものをみる習慣をつけることを、学ぶものであり、大切にしたいと考えます。

平成 26（2014）年には、持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が愛知・名古屋で開催されました。次世代を担う子供たちに対し持続可能な地域づくりのために学ぶ機会を確保し、いろいろな体験学習を実践するなど、環境教育・環境学習の推進を目指します。

【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度	目指す 方向性
自然観察会参加者数 〈SDGs 4,11,13,14,15〉	158 人	170 人	180 人	→

1) 環境教育の充実

環境問題が多様化する中で、持続可能な社会づくりのために、環境教育はとても重要な土台となるものです。市民や地域・団体、事業者が積極的に取り組むことができるよう、家庭や職場、地域など様々な場所で環境問題について理解を深めるための学習の機会を充実させ、環境に配慮した行動につなげていきます。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●小・中学校などでの身近な自然を活かした自然観察、学外講師の活用など環境教育の推進	◎	◎	◎
●学校教育での環境に関するカリキュラムの充実、副読本など学校教材の環境分野の充実			◎
●家庭内での子どもに対する環境教育の実践	◎		
●従業員に対する環境教育の実践		◎	
●環境保全の先進事例などを持つ企業などが講師となり環境活動推進事例の普及啓発を実施		◎	◎

2) 環境学習の推進

広く、環境問題について学び、地域における環境学習や環境保全活動を率先して行動するリーダーの養成や、人と人とのネットワークを構築します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●自然観察会、環境関連講座など環境学習会の開催		◎	◎
●環境保全などに関するポスターや標語コンクールなどの実施	◎	◎	◎
●地域における環境に関する出前講座の開催		◎	◎
●環境分野での地域のリーダーの育成	◎	◎	◎
●環境フェアなどイベントの開催による市民や事業者の相互連携による活動体制の確立	◎	◎	◎
●環境に関する図書などの学習教材の充実		◎	◎
●下水道科学館や稲沢市環境センターなどの施設見学の実施			◎
●地球環境問題などに関するイベントや学習会などへの参加・協力	◎	◎	◎

(2) 環境保全活動やまちの美化の推進

市、市民、事業者がそれぞれお互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をして積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。

環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう、市、市民、事業者の意欲を高めていくための情報収集や情報提供を行うなど、環境保全活動を推進する意欲を高めます。

【指標】

項目	基準値 平成 29 (2017) 年度	中期目標値 令和 4 (2022) 年度	目標値 令和 9 (2027) 年度	目指す 方向性
さわやか隊員の登録者数 〈SDGs 3,11,12,14,15〉	2,445 人	2,945 人	3,000 人	→
ごみゼロ運動延べ参加人数 〈SDGs 3,11,12,14,15〉	37,295 人	43,200 人	49,000 人	→

1) 環境に関する情報収集と提供

環境ボランティアの「稲沢市さわやか隊」や各行政区に市長から委嘱された「区長」、愛知県から委嘱された「地域環境保全委員※」など、地域の方々から、環境に関する情報の提供を受け、細部に渡って、快適で住みよいまちづくりを目指します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●さわやか隊や区長などからの情報提供	◎	◎	◎
●地域環境保全委員などの協力による地域環境の情報収集	◎		◎
●稲沢市ホームページや SNS を活用し、環境情報の提供			◎
●公共施設での環境に関するパンフレットの配布やポスターの掲示			◎
●市民、事業者が行っている環境保全活動に関する情報の収集・提供	◎	◎	◎

2) 各主体の活動の推進

ごみを路上などで見かけないなど市民が快適に暮らす住環境の創造のため、地域でまちの美化を推進することが望めます。そのためには、環境ボランティアに参加するなど、市民、事業者、市が協力してまちの美化を推進します。

主な取組内容	役割分担		
	市民	事業者	市
●「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」に基づく地域環境の保全や美化への啓発・指導			◎
●「ごみゼロ運動」を始めとした市民・事業者・市による環境美化活動の推進	◎	◎	◎
●環境ボランティア「さわやか隊」への参加・協力	◎	◎	◎
●アダプトプログラム*による道路の美化活動	◎	◎	◎
●家庭や地域で行える環境保全活動の積極的な実践	◎	◎	◎
●環境に関する市民グループの実態の把握			◎
●環境活動実践団体の活性化支援			◎
●環境マネジメントシステムなど導入		◎	◎
●事業活動を行うにあたって配慮すべき環境情報の提供や環境への配慮事項の指導		◎	◎
●環境に配慮した事業の推進		◎	◎
●空き缶や吸い殻などのごみのポイ捨ての防止	◎	◎	◎
●犬や猫などのペットのふんの適正処理	◎		
●所有地の雑草などの適正管理	◎	◎	◎
●地域で看板を設置するなどごみのポイ捨てをさせない環境づくり	◎	◎	◎
●ごみの散乱防止ネットなどを活用したごみ集積場所の美化	◎		◎

●快適な環境を目指して ～稲沢市快適で住みよいまちづくり条例～

この条例は、地域環境の保全や美化の促進を図り、市民の快適で住みよい生活環境の確保に寄与することを目的に制定され、平成21（2009）年4月1日から施行されました。

条例では、路上喫煙の禁止（路上喫煙禁止区域の指定など）を始め、空き缶等の放置及び投棄の禁止、犬・猫等の適正管理（ふんの放置禁止など）、落書きの禁止、土地等の適正管理、野焼きの禁止などを定めています。

生活環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割の下で、住みよい生活環境へ協力することが期待されています。

●「ごみゼロ運動いなざわ」

春と秋の2回、まちづくり推進協議会、行政区、事業所などの協力のもと、「ごみゼロ運動いなざわ」が実施されています。令和4(2022)年度では、延べ247区の行政区と106の事業所やさわやか隊の方々に、延べ19,278人が参加されました。

●環境ボランティア「稲沢市さわやか隊」

市が行った市民意識調査では、市民のまちづくりの意向として「自然環境が保全されたまち」を望む声が第一位でした。環境ボランティア「さわやか隊」は、令和5(2023)年3月末で2,345人の市民が参加し、市民による環境活動のひとつとして定着しています。

毎月26日の「さわやかデー」を中心にした地域の見回りなど、快適で住みよいまちづくりに市民自らが尽力しています。



活動中のさわやか隊

～自分たちの手で取り組むさわやかな稲沢づくり～

第5章

計画の推進方法

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

(1) 市民、事業者、市の協働体制

各種の環境問題を解決するためには、市民、事業者、市の各主体が、地域の環境に関する情報や問題意識を共有し、互いに連携を図りながら環境に配慮した取組を実践していく必要があります。そのため、市民、事業者、市の協働体制として、それぞれの代表者から構成される「稲沢市環境審議会」を設置します。稲沢市環境審議会では、環境基本計画に関することや環境の保全に関する基本的事項を調査審議しています。

また、各主体が計画の進捗状況や環境情報などを共有化し、緊密な連携が図られるよう、市は、広報いなざわ、稲沢市ホームページなどを活用した情報発信を行うとともに、各種のイベントなどによる啓発活動や環境学習などの充実に努めます。さらに、地域や各種団体などにおいて、環境に関する身近な活動を実践する市民グループ、事業者グループを育成するとともに、グループ間のネットワーク化を図り、協働体制の構築に努めます。

市民、事業者は、個々の取組を地域や団体などのグループの取組に、ひいては全市的な取組へと展開するために、既存の組織を活用したり新たな組織を設置することにより、環境情報の交流や意識の向上を図る体制づくりを行います。

(2) 市における推進体制

市の実施する取組について環境マネジメントシステムを活用し、計画の推進・管理を行うとともに、稲沢市環境行政推進会議において、庁内の関連部局の調整を図りながら、総合的かつ計画的に環境に関する各種の取組を推進します。

(3) 広域的な協働・連携

広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、県、周辺市町村と連携を図るとともに、環境に関する情報の共有や各種の調整などを行い、広域的な視点から迅速かつ適切な処置を講じます。

2 計画の進行管理

稲沢市の望ましい環境像の実現と環境目標の達成に向けた各種の取組を着実に実施するとともに、計画期間内の諸情勢の変化に対応していくためには、的確な計画の進行管理を行う必要があります。

(1) 年次報告

市は、環境の現況、各主体の取組の実施状況、計画に掲げた数値目標の達成状況などに関して、稲沢市ホームページなどを通じてその内容を公表します。

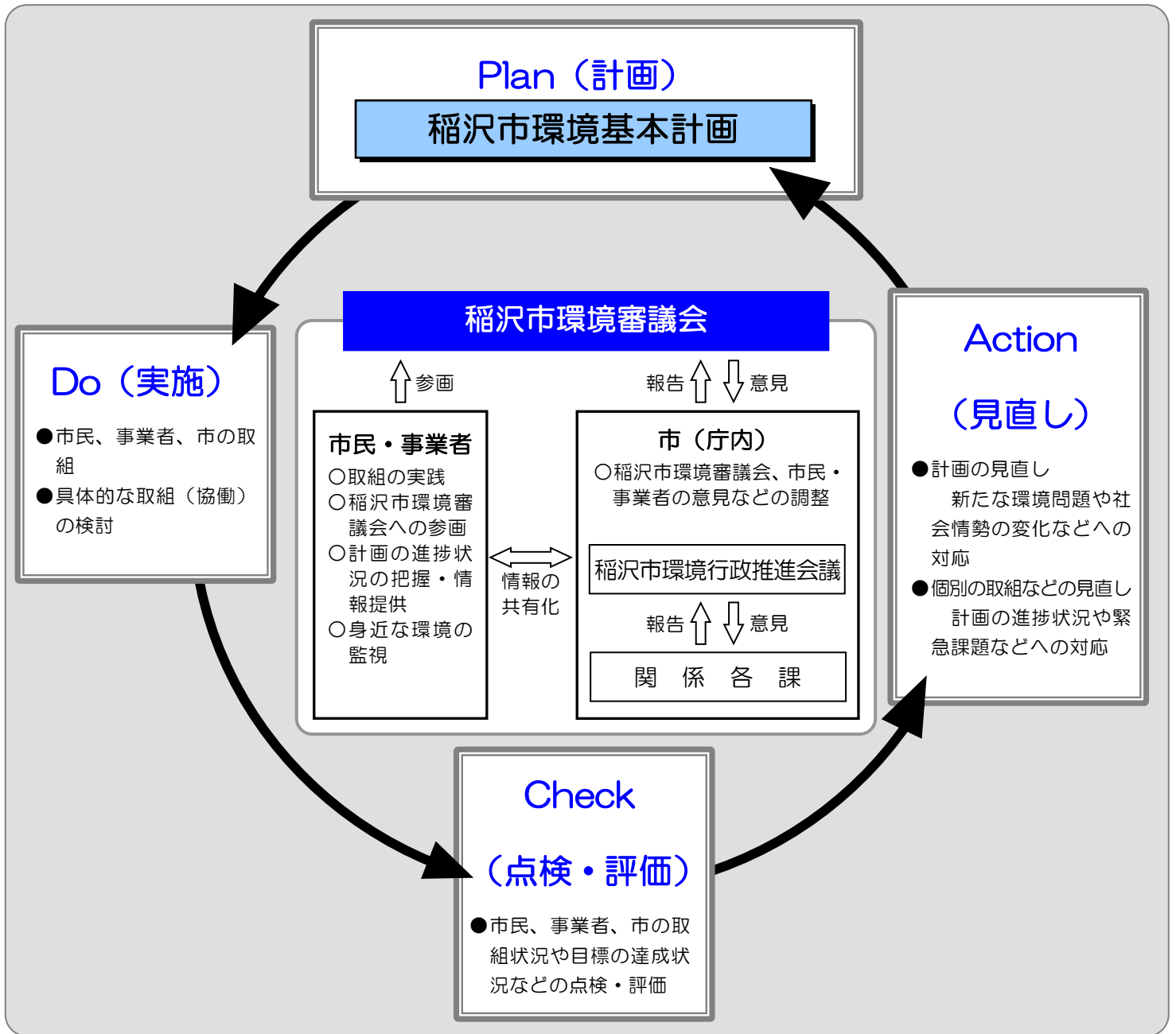
(2) 進行管理の方法

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの運用などに用いられるPDCAサイクル（次頁）に基づいた方法により行います。また、第6次稲沢市総合計画の推進計画との整合を図ります。

計画の適切な進行管理を行うため、学識経験者、市民、事業者、行政機関の代表者から構成される稲沢市環境審議会において、計画の進捗状況などについて審議を行い、計画の見直しに向けた提言などを行います。

市民や事業者は、計画の進捗状況などに関する提言や取組の推進などに関する情報提供などを行うとともに、身近な環境の監視員として、稲沢市の環境全般についての提言も行います。

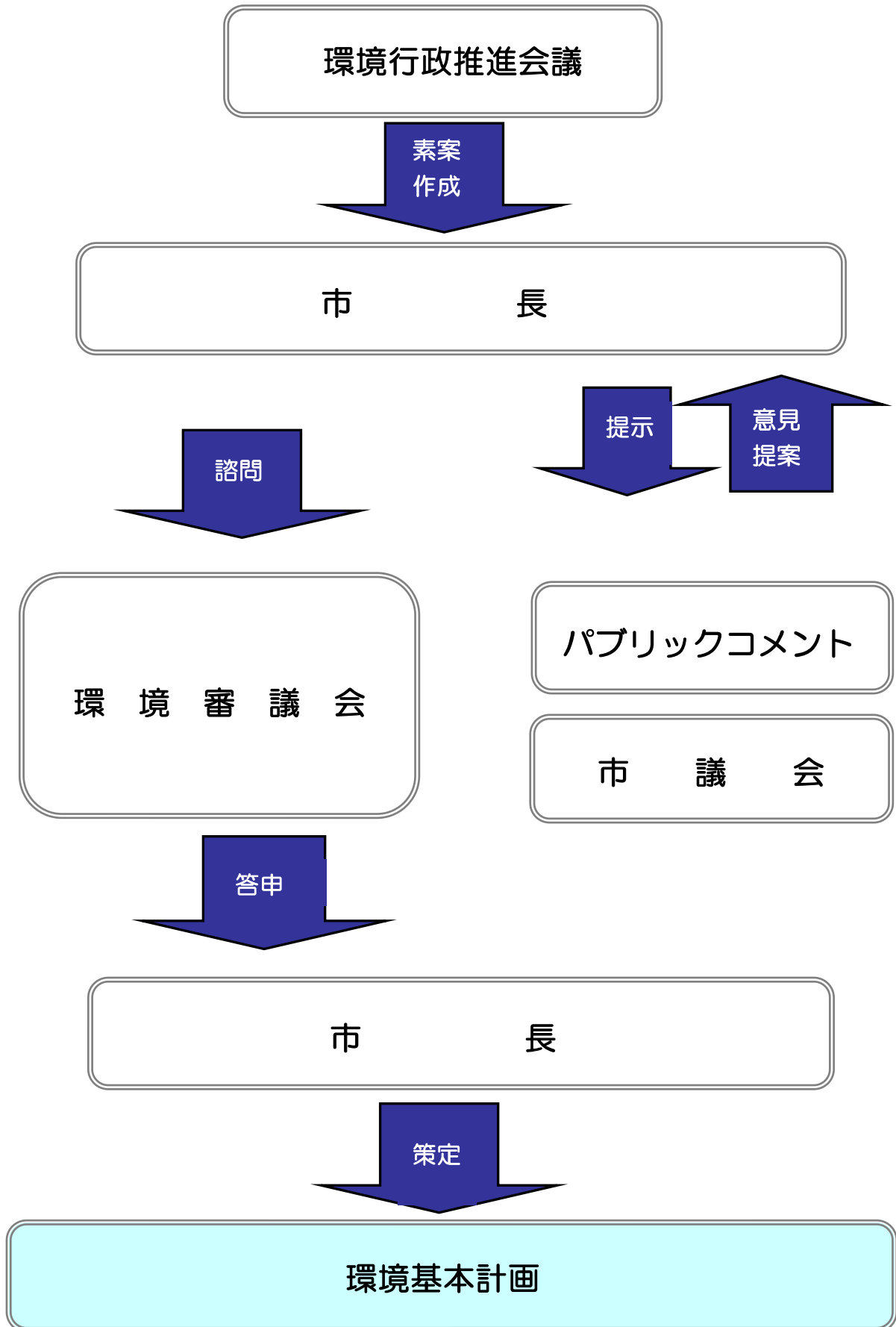
市は、市民や事業者からの提言などを踏まえ、新たな環境問題や社会情勢の変化、計画の進捗状況などを考慮しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

- 1 策定体制
- 2 稲沢市環境基本条例
- 3 稲沢市環境審議会規則
- 4 稲沢市環境審議会委員名簿
- 5 計画策定の経緯
- 6 環境基準
- 7 用語解説

1 策定体制



2 稲沢市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第12条）

第3章 総合的推進のための施策（第13条—第17条）

第4章 効果的推進のための施策（第18条—第20条）

第5章 稲沢市環境審議会（第21条—第26条）

付則

私たちのまち稲沢市は、肥沃な土壌、温和な気候に育まれた豊かな自然環境と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、古くから植木、苗木の生産で栄え、緑豊かなまちとして、これまで産業、文化、住まいが調和したまちとして発展し続けてきた。

しかしながら、今日の私たちの生活を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式は、便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増やし、地球温暖化等の地球環境問題を顕在化するに至っている。

もとより、すべての市民は、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

このような認識の下に、私たちは、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たし協働することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築して、人と自然とが共生することのできる環境都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす

事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

第8条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、農地、河川等における多様な自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

(快適な環境の確保)

第9条 市は、都市の緑化、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第13条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、稲沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置を講ずるとともに、稲沢市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第14条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第15条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整

合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第16条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第17条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 稲沢市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、稲沢市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

(組織)

第23条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 事業者の代表者

(4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第26条 第21条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(稲沢市環境審議会条例の廃止)

2 稲沢市環境審議会条例(平成8年稲沢市条例第4号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の稲沢市環境審議会条例第3条に規定する稲沢市環境審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に第23条に規定する稲沢市環境審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合における第24条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「付則第2項の規定による廃止前の稲沢市環境審議会条例第3条の規定により稲沢市環境審議会の委員に委嘱された日から2年」とする。

3 稲沢市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、稲沢市環境基本条例（平成15年稲沢市条例第22号）第26条の規定に基づき、稲沢市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が招集する。

(1) 最初の審議会の会議を開催するとき。

(2) 審議会の会長及び副会長が欠けたとき。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもつて構成する。

3 専門部会に、部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、経済環境部環境保全課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 稲沢市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

区 分		委員氏名	所 属 等	備考
第 23 条 1号	学識経験を 有する者	成田 裕一	名古屋文理大学健康栄養学科	会長
第 23 条 2号	関係行政機関 の職員	栗木 雅洋	清須保健所	※※
		尾崎 敬代	愛知県尾張県民事務所 環境保全課	※※※
		田中 俊行	稲沢市小中学校校長会	※※※
第 23 条 3号	事業者の代表	上田 能徳	稲沢商工会議所	
		石川 愛	一般社団法人 稲沢青年会議所	
		澄川 隆昭	祖父江町商工会	副会長
		角田 肇康	平和町商工会	
		松原 良雄	稲沢ライオンズクラブ	
第 23 条 4号	その他市長が 特に必要と認 める者	源治 保秀	豊田合成労働組合	
		牛嶋 みゆき	稲沢市連合婦人会	
		野田 珠生	NPO法人祖父江のホテルを守る会	
		鈴木 裕	さわやか隊	
		村瀬 政彦	市民公募	※
		荻山 はるみ	市民公募	※

任期:令和4年4月1日から令和6年3月31日まで (敬称略・順不同)

※任期:令和4年6月1日から令和6年3月31日まで (敬称略・順不同)

※※任期:令和4年7月16日から令和6年3月31日まで (敬称略・順不同)

※※※任期:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (敬称略・順不同)

5 計画策定の経緯

1 策定準備

●稲沢市環境基本計画策定方針等の決定

平成30(2018)年 4月 関係各課へ令和9(2027)年までの計画聴取

●稲沢市環境行政推進会議 (委員 13名)

平成30(2018)年 8月20日 環境基本計画素案について

2 市民参加

●パブリックコメント

平成30(2018)年 10月15日～11月14日

稲沢市環境基本計画素案について実施

(市内に在住・在勤・在学される方、市内に事務所等を有する方、法人、その他団体を対象)

→意見提出件数 23件

●いなざわ環境市民会議 (委員 10名)

平成30(2018)年 9月27日 稲沢市環境基本計画素案について

●稲沢市議会

平成30(2018)年 11月22日 稲沢市環境基本計画素案について

3 策定

●稲沢市環境審議会 (委員 13名)

平成30(2018)年 10月 2日 第1回会議 第3次環境基本計画素案について
いなざわ環境市民会議の意見報告

平成31(2019)年 1月23日 第2回会議 第3次環境基本計画(案)について
パブリックコメント、いなざわ環境市民会議、
第1回環境審議会の意見をふまえて

平成31(2019)年 2月26日 第3回会議 稲沢市環境基本計画(最終案)について

平成31(2019)年 3月 発行

6 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

環境基本法（平成5（1993）年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準を以下に示します。

大気汚染に係る環境基準

物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)※	一酸化炭素 (CO)※	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学 オキシダント (O _x)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
物質名	ダイオキシン類		微小粒子状物質(PM _{2.5})		
環境上の条件	1年平均値が0.6pg-TEQ*/m ³ 以下であること。		1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		

*TEQ(毒性等量: Toxicity Equivalency Quantity)

毒性等量とは、ダイオキシン類(異性体)の濃度(毒性の強さ)を表示する際に、毒性の最も強い異性体である2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した数値です。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法（平成5（1993）年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を以下に示します。

人の健康の保護に関する環境基準

項目名	基準値	項目名	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
-----	-----	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

生活環境の保全に関する環境基準（河川）（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数*
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級 農 業 用 水 及び E の欄に 掲 げ る も の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

// 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

// 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3.水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び
水産 3 級の水産生物用

// 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の
水産生物用

// 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4.工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

// 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

// 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5.環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じな
い限度

●稲沢市内の河川には、環境基準が設定されている地点はありませんが、流出先となる日光川、五条川・新川は、いずれも D 類型に指定されています。

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法（平成5（1993）年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準を以下に示します。

土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。

(4) 騒音に係る環境基準

環境基本法（平成5（1993）年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準を以下に示します。

騒音に係る環境基準の地域の類型指定及び環境基準

地域の類型	基 準 値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

A：専ら住居の用に供される地域

（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域）

B：主として住居の用に供される地域

（第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域）

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分		基準値	
		昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下 * 45dB以下	65dB以下 * 40dB以下
備考： 1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 2 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）			

(5) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11（1999）年法律第105号）第7条に基づく環境基準を以下に示します。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ /m ³ 以下	大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ /ℓ以下	水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150 pg-TEQ /g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ /g以下	土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
備考：1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

7 用語解説

あ行

アイドリング 停車時にアクセルを踏まないでもエンジンが自然に回っている状態のこと。不必要なアイドリングを自粛することで、大気汚染物質である二酸化窒素や地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出を抑制できます。

悪臭 悪臭防止法では、アンモニアなどの 22 物質を不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質として定めています。しかし、臭いは人の主観的要素が強く、量や接触時間によってその感じ方が異なることから、臭気指数を用いた規制についても設けられています。

アジェンダ 取り組むべき検討課題や行動計画のこと。

アスベスト（石綿） 天然に産出する繊維状鉱物で、優れた耐熱性・耐摩擦性・防音性・電気絶縁性などの特性をもち、極めて細い（髪の毛の 5,000 分の 1）特徴があります。国内で使用された石綿の約 9 割が建材に用いられ、昭和 40（1965）年代に多用されました。石綿吸引後 15～40 年の潜伏期間を経て、悪性中皮種、肺がんなどを引き起こす恐れがあります。

アダプトプログラム 「アダプト」は「養子にする」の意味。ボランティアとなる市民などが里親となり道路・公園などを自らの「養子」とみなし定期的・継続的に行う清掃活動をいいます。

一酸化炭素（CO） 炭素化合物の不完全燃焼により生成する無臭の極めて有毒な気体です。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の供給を阻害し、中枢、末梢神経のマヒ症状をおこします。

大気の汚染に係る環境基準が定められています。

一酸化二窒素（N₂O） 大きな温室効果を持つ気体であり、大気中の寿命（一時的な濃度増加の影響が小さくなるまでの時間）が 121 年と長い気体です。海洋や土壌から、あるいは窒素肥料の使用や工業活動に伴って放出され、成層圏で主に太陽紫外線により分解されて消滅します。

一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「産業廃棄物（汚泥・廃油・建設廃材など）以外の廃棄物」と定義されています。具体的には、家庭から排出される台所ごみ・紙くすなど人の日常生活に伴って排出されるごみや、商店・事務所などから排出されるごみのことをいいます。

ウォームビズ（WARM BIZ） 地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の 20 度にし、暖かい服装を着用するビジネススタイルのことです。「クールビズ」の冬版。

エコツーリズム 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化されるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

エコ料理 ごみを出さない料理のこと。必要な量だけ 食品を購入し、大根の葉なども工夫して食べきる料理方法。

エコラベル 環境負荷の少ない製品であることを示す認証。国際標準化機構（ISO）による国際規格化が進んでおり、タイプⅠ型（第三者認証型）、タイプⅡ型（自己宣言型）、タイプⅢ型（環境情報表示型）に分類されます。（エコマークなどはタイプⅠ型の環境ラベルに該当します。）

SS（浮遊物質） 水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値（mg/l）が大きいほど水質汚濁の著しいことを示しています。

SDGs（エス・ディー・ジーズ） 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。SDGsは平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成するために掲げた目標です。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

NPO（民間非営利団体） 環境保全、福祉、平和などの社会的な公益活動を目指した活動を行う非政府、非営利の組織のことを指しています。

屋上緑化・壁面緑化 建築物の外側に植物を育成することにより、建築物の温度の上昇を抑える目的で行われています。太陽光線の遮断や、植物の葉からの蒸発による気化熱により温度上昇を抑制することができ、また、光合成により二酸化炭素を減少させることができます。

温室効果ガス 大気中で地表から宇宙空間に向かって放射される赤外線放射熱を吸収し、地表の気温を温める性質を持つガスのことで、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC_s）、パーフルオロカーボン（PFC_s）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類があります。地表付近を生物が生存するのに適した温度に保つ効果を持っていますが、近年ではこれらのガスの増加が地球温暖化の原因となっています。

か行

カーボンニュートラル 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減し、植林・森林管理による「吸収量」を増やすことで、温室効果ガスの排出の合計を実質的にゼロにする

こと。

合併処理浄化槽 風呂や台所排水などの生活雑排水とし尿を併せて処理する施設で、し尿のみを処理する単独浄化槽と比べ、放流水の水質を向上させることができます。

家電リサイクル法 正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、特定家庭用機器の廃棄物を効果的にリサイクルし、廃棄物の減量化を図ることを目的に定められた法律です。リサイクル対象の廃家電品は、テレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンで、平成21（2009）年4月からは薄型テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。

環境家計簿 日常生活において、家庭での電気やガス使用量、ガソリンなどのエネルギー消費量、ごみの排出量を定期的に記録することで、日常の生活が環境にどの程度影響を与えているかを知ることができる帳簿などをいいます。

環境マネジメントシステム（EMS） 事業活動における環境への影響の最小化を図り、環境保全を進めるために自主的な判断により行う環境管理の仕組みをいいます。

観光資源 観光やレジャーなどといった余暇を楽しむ需要（ニーズ）に応じられる要素のこと。観光・レジャー施設のほか、祭り、名勝、郷土料理など伝統に基づく地域の文化についても資産や資源とみなします。

気候変動枠組条約 大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、平成6（1994）年3月に発効されました。温室効果ガスの排出量の削減を図るため、温暖化対策の国別計画の策定などを締約国の義務としています。

揮発性有機化合物 揮発性を有する有機化合物の総称で、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつ

されています。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに利用されており、代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メタノール、シクロロメタンなど約 200 種類の物質があります。

協働 市民、事業者、市などの複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、生かし合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向けて協力し、共同して働く姿を表しています。

京都議定書 平成 9（1997）年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択されました。先進各国の温室効果ガスの排出量に関して、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。

COOL CHOICE 令和 12（2030）年度の温室効果ガスの排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。令和 5（2023）年 10 月に「デコ活」に移行しました。

クールビズ（COOL BIZ） 地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の 28 度にし、それに応じた軽装（ノーネクタイ・ノー上着など）で行うビジネススタイルのことです。平成 17（2005）年に環境省によって提唱されました。

グリーン購入 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。平成 13（2001）年の 4 月からは「グリーン購入法」が施行され、国などの公的機関には、環境負荷の低い商品を調達することが義務づけられ、地方公共団体にも努力義務が課せられています。

建設廃棄物 建設資材が廃棄物となったもので、アスファルト

コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生木材などに分類されます。

建設リサイクル法 正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、建築物の解体によって生じる建築廃棄物の再資源化、減量化を目的として制定されました。一定規模以上の建設工事の受注者に対し、分別解体などにより特定建設資材廃棄物（コンクリート塊など）を現場で分別することが義務付けられました。

光化学オキシダント 工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線が作用して複雑な光化学反応を起こし、二次的に生成された酸化性物質（オゾン、アルデヒド類など）をいいます。

公共用水域 水質汚濁防止法では、①河川、②湖沼、③港湾、④沿岸海域、⑤その他公共の用に供される水域、①～⑤に接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路を定義しています。

洪水ハザードマップ 河川が氾濫した際、避難できるように記した地図。これには①洪水時に危険な場所（浸水の予想される区域）②危険の程度（想定される浸水深）③避難場所、避難経路等の災害対応のための情報、などが示されています。

コミュニティプラント 一定地域のし尿や生活雑排水を管渠を使用して集散的に処理するために、市町村が設置する処理人口が 101 人以上 3 万人未満の処理施設です。

さ行

再生可能エネルギー 資源が有限で、枯渇性の石炭、石油などの化石燃料や原子力と異なり、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスなど自然現象の中で更新される自然エネルギーなどをいいます。

サマータイム制 日の出時刻が早まる時期（例えば4月～10月）に時計の針を1時間進め、夕方の明るい時間を増やす制度。日の出から活動開始までの間の、太陽光を有効活用できない生活時間を減らすことができます。

産業廃棄物 一般に工場や事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物をいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類、金属くず、建設廃材などが産業廃棄物として定められています。これ以外の廃棄物は全て一般廃棄物とされています。

三ふっ化窒素（NF₃） 無色、有毒、無臭、不燃性、助燃性の気体。半導体化学でエッチングガスとして使われるため、使用は増加傾向にあります。

CLT Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）の略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料です。厚みのある大きな板であり、コンクリートにも匹敵する強度のほか、高い断熱性や耐震性、遮音性、耐火性があり、建築の構造材の他、土木用材、家具などにも使用されています。

自然エネルギー 一般に、太陽、風力、潮力、地熱などを活用したエネルギーのことです。

循環型社会形成推進基本法 廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として平成12（2000）年制定。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としています。循環資源の定義や排出者責任などを明確にし、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分と定めています。

省エネ法（正式名：エネルギーの使用の合理化等に関する法律）日本の省エネ政策の根幹となるもので、石油危機を契機に昭和

54（1979）年に制定。工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用することに加え、電気の需要の平準化に関する措置などをもって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

省エネルギー型機器 効率のよい省エネルギーに配慮した電気機器。平成18（2006）年4月にエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）において、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者（小売事業者）の省エネルギーに係る情報提供の努力義務が規定されました。（財）省エネルギーセンターでは「省エネ性能カタログ」が提供されています。

生物多様性条約第10回締結国会議（COP10） 生物多様性条約は、ラムサール条約やワシントン条約などの特定の地域、種の保全の取組だけでは生物多様性の保全を図ることができないとの認識から提案され、地球サミットで採択されました。COPとは、国際条約の締約国が集まって開催する会議のことで、平成22（2010）年には、名古屋市で開催されました。

節水コマ 蛇口から出る水の量を減らす器具（コマ）をいいます。コマを取り替えるだけで毎日使う水道水の使用量を減らすことができます。

た行

ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11（1999）年）では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。人体への影響として、脱毛、肝機能異常や、発ガン性、催奇形性が高いことが知られています。

太陽光発電 再生可能エネルギーの一種。発電用パネルに太陽光があたることで直接電気へ変換できるため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減に貢献します。導入コストが比

較的高く、価格低減や普及促進の政策、売電価格の上昇が重要となります。家庭用の 10kW 未満の小規模なもののほか、近年、数千 kW と大規模な施設の計画もあります。

地域環境保全委員 地域における環境の状況把握及びその保全に関する活動を推進するために、愛知県知事が任命するもので、地域の環境の状況の調査・報告、環境保全の自主的活動の推進などの役割を担います。

地域資源 自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。近年、地域ブランド、町おこしに代表される地域活性化の試みにおいて特徴・素材となるものを地域資源として定義する考え方が広がっています。

地球サミット 平成 4（1992）年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議。「持続可能な開発」の基本理念が新たに共通の認識となりました。

デコ活 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

DO（溶存酸素量） 水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、有機物の流入量が多くなり汚濁が進行すると減少します。

な行

二酸化硫黄（SO₂） 化石燃料などの硫黄分が燃焼（酸化）されることにより発生する無色、刺激臭の気体で、人の粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

二酸化窒素（NO₂） 黄褐色～赤褐色の刺激性気体で、気管、

気管支を素通りし肺の深部に悪影響を与えます。一般に障害は過性で、慢性中毒の有無についてはまだ明らかになっていません。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）ゼッチ 住まいの断熱性・省エネ性能を上げることで、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅を指します。

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）ゼブ 建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネや再生可能エネルギーの利用をとおして削減し、限りなくゼロにするという考え方で。地球温暖化が加速する今、日本のエネルギー消費量の 3 割以上を占める、オフィスを含む民生部門での省エネの強化が最も求められています。

は行

廃棄物処理法 正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理を行い、同時に生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定されています。

ハイドロフルオロカーボン（HFC_s） 代替フロン的一种。塩素を持たないためオゾン層を破壊しませんが、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっています。

廃プラスチック 廃棄され不要となったプラスチック

パーセントایل 小さいほうから順番に並べ、何パーセント目にあたるかを示す言い方。

パーフルオロカーボン（PFC_s） 電子部品や電子装置の気密性のテスト用の不活性液体や、半導体のエッチングや洗浄に用

いられています。オゾン層の破壊はしませんが、二酸化炭素の数
千倍という強力な温室効果を持つ人工的温室効果ガスのため、現
在ではその排出が規制されています。

パリ協定 京都議定書に代わる新しい地球温暖化の国際ル
ール。第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開
催されたパリにて、平成27（2015）年12月に採択され、
平成28（2016）年11月に発効。産業革命前からの世界の
平均気温上昇を「2度未満」に抑えることに加えて、平均気温
上昇「1.5度未満」を目指します。すべての国が削減目標を作
り、目標達成義務はありませんが達成に向けた国内対策を取る
必要があります。

光害 良好な「照明環境」の形成が漏れ光によって阻害されてい
る状況又はそれによる悪影響を光（ひかり）害と定義します。狭
義には、障害光による悪影響を指します。

pH（水素イオン濃度） 溶液中の水素イオンの濃度を表わす
指数です。pH7を中性とし、pH7より小さくなるほど酸性が
強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

PRTR制度 事業所などが環境汚染のおそれのある化学物
質の排出量や移動量のデータを自治体に届け出をし、国がそれを
公表するという化学物質管理の制度であり、ダイオキシン、PCB
など462の物質が対象とされています。

微小粒子状物質（PM2.5） 大気中に浮遊している2.5 μm
（1 μm は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、浮遊
粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子です。PM2.5は非常に小
さいため、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配され
ています。

BOD（生物化学的酸素要求量） 有機性汚濁指標として広く
用いられ、微生物により水中の有機物質が酸化分解されるときに
消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚濁物質が多いことを
意味します。主に河川の汚濁状況を表します。

PCB（ポリ塩化ビフェニル） 塩素を含んだ合成油の一種。
塩素数により数種類ありますが、いずれも熱、化学分解、
生物分解に対して安定であり、熱媒体、絶縁油、ノーカーボン紙
などに使われていました。人体への影響として、皮膚への色素
沈着、消化器障害、肝障害などがあり、胎児や乳児にも障害が
及ぶとされています。製造が禁止されています。

ppm（Parts Per Million） ppmとは濃度の単位で
100万分の1を1ppmと表示します。例えば、1 m^3 の空气中
に1 cm^3 の大気汚染物質が混じっている場合の大気汚染物質
濃度を1ppmと表示します。

ビオトープ 語源は、ギリシャ語のBio（命）+Topos（場所）
で、生き物の住む空間の言葉となった造語です。生物が生息でき
る生態系のまとまりのある空間（場所）を意味するドイツ生まれ
の概念です。

浮遊粒子状物質（SPM） 大気中に浮遊する粒子状物質で
あって、降下速度が遅いため大気中に比較的長時間滞留する
粒径が10ミクロン（1ミクロンは1mmの1,000分の1）
以下のものをいい、呼吸器に対し悪影響を与えます。

プラスチック・スマート 海洋プラスチック問題の解決に向けた
プラスチックとの賢い付き合い方。個人・企業・団体・行政など
のあらゆる主体による取組を進めるため、ポイ捨て撲滅を徹底し
た上で、不必要なワンウェイのプラスチックの削減などを全国的
に推進する取組。

包摂的 「inclusive」の日本語訳で、包括的を意味します。

ホルムアルデヒド 建築内の内装・建材として、壁紙、
フローリングなど広い範囲で使われています。シックハウス
症候群の原因物質のひとつとされ、平成9（1997）年には厚生
労働省の室内濃度の指針値として100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.08ppm）
が設定されています。平成14（2002）年の建築基準法の改正

によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められました。

ま行

マイクロプラスチック 環境中に存在する微小なプラスチック粒子であり、特に海洋環境において極めて大きな問題になっています。

マイバッグ 自分用の買い物袋のことで、これを持参して買い物時などにレジ袋を断ることでごみを減量します。

メタン (CH₄) メタンは二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスであり、湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼など、その放出源は多岐にわたります。

メチル水銀 有機水銀の一つで、たいへん強い毒を持っており、以前は農薬などに使われていました。水俣病の原因となりました。

ら行

リターナブル容器 牛乳びんやビールびんなどのように、洗って何度でも使える容器のこと。回収されると、そのままの形で再び容器として利用されます。

六ふっ化硫黄 (SF₆) 無毒、無臭、無色、不燃性の気体。電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガスです。京都議定書で地球温暖化防止排出抑制対象ガスの1つに指定されました。